

2024-12-26 地域共生社会の在り方検討会議（第7回）

○武田室長補佐 定刻となりましたので、ただいまから第7回「地域共生社会の在り方検討会議」を開催いたします。

構成員の皆様方におかれましては、御多忙の折、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、事務局から、本検討会議の取扱いについて御説明いたします。本検討会議の議事については公開となっておりますが、会場での傍聴は報道機関の方のみとさせていただき、その他の傍聴希望者向けにはYouTubeでライブ配信をしております。本検討会議では、これ以後の録音・録画を禁止させていただきますので、傍聴されている方はくれぐれも御注意のほど、お願いを申し上げます。

会場の報道関係の皆様におかれましては、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。

（カメラ退出）

○武田室長補佐 それでは、最初に、本日の構成員の皆様の出欠状況でございますが、まず、伊藤構成員は御欠席と伺っております。また、石田構成員、加藤構成員、上山構成員、栗田構成員、永田構成員、松田構成員がオンラインで御参加と伺っております。御出席の皆様におかれましては、御多忙の折、誠にありがとうございます。

なお、菊池構成員におかれましては、所用のため、途中退席と伺っておりますので、皆様方、御承知おきいただければ幸いに存じます。

また、本日は議事に関連して5名の参考人の皆様にも御出席いただいておりますので、御紹介させていただきます。

まず、議題1「社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の地域共生社会の担い手としての役割や経営の協働化・大規模化の課題と今後の方向性」に関連いたしまして、社会福祉法人堺曙福祉会理事長の宮田裕司様でございます。

○宮田参考人 宮田でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、社会福祉連携推進法人共創福祉ひだ代表理事でいらっしゃいます橋本正人様でございます。

○橋本参考人 どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 続きまして、議題2「災害時の被災者支援との連携の課題と今後の方向性」に関連いたしまして、特定非営利活動法人YNF代表理事の江崎太郎様でございます。

○江崎参考人 よろしくお願ひします。

○事務局 続きまして、一般社団法人パーソナルサポートセンター業務執行常務理事であり、NPO法人ワンファミリー仙台理事長でもいらっしゃいます立岡学様でございます。

○立岡参考人 よろしくお願ひします。

○事務局 続きまして、新潟大学危機管理本部危機管理センター教授の田村圭子様でいらっしゃいます。

○田村参考人 田村でございます。お願いいたします。

○武田室長補佐 ありがとうございます。

なお、事務局につきまして、局長の日原、審議官の岡本、総務課長の山口につきまして、公務のため途中退席とさせていただきますので、御了承いただければと存じます。

それでは、以降の進行につきましては、宮本座長にお願い申し上げます。先生、よろしくお願いいたします。

○宮本座長 皆様、年の瀬も押し迫って、クリスマスも済んだところでお集まりいただき、誠にありがとうございます。検討会議を開始させていただきたいと思います。

本日の議事は、「社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の地域共生社会の担い手としての役割や経営の協働化・大規模化と今後の方向性について」が第1の議題でございます。それから、もう一つ、第2の議題がございまして、「災害時の被災者支援との連携の課題と今後の方向性について」となっております。このように議題が2つありますので、今日は前半と後半をクリアに分けるという形で進めさせていただきたいと思います。前半で第1の議題をまとめて議論して、休憩を挟んで、後半に第2の議題を議論したいと思います。前半、後半、それぞれ冒頭に事務局のほうから、いつものようにそれぞれの議題の現状について説明し、論点を明示したいという段取りになっています。

その後、第1の議題に関しては、先ほど御案内のとおり、社会福祉法人として地域における公益的な取組等を行われている立場から宮田参考人、それから、社会福祉連携推進法人を現在進めていらっしゃる立場から橋本参考人から、それぞれ15分ずつお話いただくということになっております。続きまして、議題2のラウンドでは、被災者支援に取り組んでおられる立場から江崎参考人、立岡参考人のお二人からそれぞれ20分ずつお話をいただくということです。併せて、自然災害への対応を社会科学の立場から研究されている田村参考人より15分、お話をいただきたいと思います。それぞれのラウンドで、それぞれのテーマについて、あるいはそれぞれのテーマについての事務局の報告について、皆さんからの御意見をいただきたいと思います。

先ほど申し上げたように、第1のラウンド、第2のラウンドを比較的クリアに分けたいということで、第1のラウンドで議論し残したところ、質問し残したところ、あるかと思いますが、基本、第2のラウンドに入ってから第2の議題に議論を集中したいというふうに思います。もちろん、関連する御意見、御質問というのはあるでしょうけれども、それ以外はクリアに分けたいと思っておりますので、その点、よろしくお願いしたいと思います。

まず、議題1について、事務局からの御説明をお願いします。

○田中課長 社会・援護局の福祉基盤課長の田中です。よろしくお願いいたします。

議題1に関しまして、資料1を御覧いただきたいと思います。1ページ目から6ページ目辺りまで、社会福祉法人の概要や数の推移、収益規模や状況について基礎的な資料をつけさせていただいておりますけれども、お時間もありますので、7ページからお開きいた

だけですでしょうか。

7 ページは、社会福祉充実財産についてです。社会福祉充実財産は、社会福祉法人の財産から事業継続に必要な財産を差し引いた財産ということで、これが生じている法人につきましては、社会福祉充実計画を策定して、使途を見える化した上で計画的に社会福祉事業等に再投下することが必要となっております。こちら、昨年度調べの状況をまとめておりますが、充実計画を有する法人の数は1,772ということで、社会福祉法人の総数の8.4%という水準でございます。

スライド8 ページを御覧ください。こちらが社会福祉法人によります「地域における公益的な取組」についてです。平成28年の改正社会福祉法におきまして、社会福祉法人本来の役割の明確化という観点から、この実施についての責務規定が創設されております。

スライドの9 ページを御覧ください。その「地域における公益的な取組」の取組例の概要でございます。例えばということで、制度外サービスの創出ですとか、各種相談窓口の設置。それから、移動支援や地域住民への普及啓発、地域住民相互の交流支援やニーズ把握といった、現に多様な取組が行われているところでございます。

また、上のところに○で小さく書いてございますが、法人自らが実施状況を検証していただき、職員や地域の関係者の理解を深めながら、段階的に発展させていくことが重要という考え方とともに周知を行ってきているところです。

スライドの10を御覧ください。御紹介ということですが、令和3年度に好事例集ということで、約400の事例につきまして作成いたしております。

1 ページ飛びまして、12ページを御覧ください。12ページからは、連携・協働といった事業展開に係る資料でございます。変化していく多様な福祉ニーズへの対応のためには、法人間の連携といった選択肢が指摘されるところでございしますが、法人間の連携といったときに、従来の社協を中心としたような緩やかな連携、また合併といった方法もございしますが、こちらは令和4年4月に、その中間的な仕組みとして、選択肢として創設されました社会福祉連携推進法人制度の概要になっております。社会福祉法人などの社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、良質・適切な福祉サービスの提供と経営基盤の強化ということを目的としまして、2つ以上の社会福祉法人などが参画して、地域福祉の充実、あるいは災害対応力の強化、経営支援、人材確保といったようなことを推進するというものでございます。

13ページを御覧ください。こちらは、それらの連携推進業務のうち、地域福祉支援業務の詳細になってございます。上のところの赤字記載の業務によりまして、社員であります社会福祉法人による新たな取組が行われることを期待するものでございます。

14ページが、現在の社会福祉連携推進法人の設立状況、直近22法人という状況をお示したものでございます。

16ページを御覧ください。1 ページ飛んで恐縮です。今年度、作業中なのですが、人口減少局面におきまして、地域で必要な福祉サービスを維持していくための経営課題、どう

いう課題に直面しているかということ把握するために、5つの地域の法人、それから自治体などへのヒアリングを調査研究事業の中で実施しております。その概要を御紹介したいと思います。対象地域は、16ページの中段に書いてございます①から⑤の5つの地域でございます。

17ページを御覧ください。まず、これらの地域で実施している連携・協働の取組でございます。例えば、法人のネットワーク会議による連携・協働といったこと。また、人材確保を協働で行うといったこと。それから、将来の人口減少等を見据えたサービスの維持や効率化を目的に、事業分野を超えて法人合併を行っているという話。また、まち主体に、法人も一緒になっての検討を行った上で、介護提供体制の見直しについて検討しているといったことが挙げられております。

また、その下半分ですけれども、課題としましては、まず人材の不足、利用者の減少、老朽化した施設の改修等の課題への対応が挙げられております。

18ページを御覧ください。18ページは、主に連携・協働化に係る御意見でございました。例えば、関係者が現状認識を共有するための検討の場が必要であるとか、連携推進法人の社員同士の間での人材の流動化といったことが挙げられております。

また、下半分のところですが、連携推進法人制度の活用に係る観点からの御意見としましては、連携推進業務以外のその他の業務につきまして、事業規模の半分に満たない範囲としているルールについて緩和できないかといったこと。また、連携推進法人の事務負担を軽減できないかといった御意見があったところでございます。

19ページを御覧ください。こちらは、6月に政府のほうで取りまとめております協働化・大規模化等による介護の視点からの介護経営の改善に関する政策パッケージということでございます。問題意識は、上の四角、紫の網かけの部分でございまして、こうした問題意識の中で、経営課題への気づき、協働化・大規模化等に向けた検討、協働化・大規模化に向けた実施の財政支援といった3つの柱で取組を進めていくという内容でございます。

最後に、スライド20を御覧ください。事務局として、僭越ではございますが、御議論の視点といたしまして、社会福祉法人が地域共生社会の担い手としての役割を果たし続けていけるようにというような環境整備としての、地域における公益的な取組を広げるための方策ですとか、人口減少局面において持続可能なサービス提供体制を構築するための連携・協働について、あるいは社会福祉連携推進法人制度の活用促進についてということで書かせていただきました。

資料1の説明は以上になります。どうもありがとうございました。

○宮本座長　ありがとうございました。

続きまして、御出席いただいている参考人の皆さんからお話を承りたいと思います。まず最初に、社会福祉法人堺暁福祉会の宮田参考人からお話をお願いいたします。よろしくお願いします。

○宮田参考人　皆さん、こんにちは。改めまして、堺暁福祉会の宮田でございます。私は、

大阪の堺市にあります堺暁福社会という法人で理事長を務めておりますとともに、全国経営協で制度・政策委員長を務めております。そのような立場で、本日は社会福祉法人の地域における公益的な取組について、全国での取組、また当法人での具体的な実践内容等を紹介したいと思います。加えて、これらの取組を進める方策についても意見を述べさせていただきますらと思っております。

まず、社会福祉事業の主たる担い手である我々社会福祉法人としても、地域共生社会の実現に向けた取組というのは、非常に重要であると考えております。これは少子高齢・人口減少社会において地域の福祉サービスを守り抜くことにつながり、2040年問題とされる様々な課題への対応として捉えております。

高齢、障害、こども・子育てといった分野を超えた支援や事業を未来志向で進め、孤独・孤立、生活困窮などの新たな社会課題にも積極的に対応してまいりたいと考えております。

また、地域のニーズに応じていくため、事業の多角化・多機能化、さらに地域そのものが成り立たなくては、そこでの暮らしはもとより、福祉事業も成り立ちませんので、福祉分野以外との連携による地域づくり、地域の活性化にも取り組んでおります。

地域共生社会において、社会福祉法人も役割を果たせるよう、自立的な法人経営の確立と地域における公益的な取組の一層の推進が必要であると考えております。

次に、地域における公益的な取組については、法人制度改革以降、多くの法人での実践が顕在化されております。これは昔からいろいろな取組をやっているわけですが、制度改革以降、表に出てきたということだろうと思っております。また、これらの取組を全国各地の法人が実践することはもとより、その内容が地域生活課題への対応に資することが求められていると認識しております。

全国経営協としても、孤独・孤立対策をはじめ、居住支援・就労支援といった社会課題に応じた実践を進めているところでありますし、特に孤独・孤立対策については、各法人での取組とともに、国の孤独・孤立対策官民連携プラットフォームへの登録をはじめ、各地でのネットワークへの参画を推奨しているところであります。その結果、国のプラットフォームにおける登録団体の35%を社会福祉法人が占めている状況になっております。

次に、今日的には、災害時の福祉支援も社会福祉法人の役割として重要であると考えております。今般の能登半島地震においても、御覧のように被災施設の応援はもとより、災害派遣福祉チーム、いわゆるDWA Tとして、被災地の避難所での暮らしを余儀なくされた方々への福祉支援についても、全国のネットワークを活かし、対応を進めてまいりました。災害の支援、また災害に備えた平時からの地域での取組というのは、地域共生社会の実践にもつながるものと考えております。

ここにも紹介していますが、今回の能登へのDWA Tの派遣が約1,600名、これとは別に、各被災された施設への応援職員の派遣が約1,600名となっております。たまたま数字が一緒なので、同じように思われるかもしれませんが、別であります。1.5次避難所へのブロック間の協力での職員派遣も、これとは別に行ったところであります。このような取

組を進めているところでありますが、ここから我々は、日頃からの様々な活動、地域における公益的な取組を行っているというのが、こういった災害時に非常に重要になってくるということを改めて実感しているところであります。

次に、少し見にくいですが、これは全国の社会福祉法人で実践している地域における公益的な取組をテーマ別に整理したものであります。御覧のように、地域のニーズも踏まえて、それぞれの法人の機能・専門性を生かしながら様々な活動が行われているところであります。詳細はまた後ほど見ておいてください。

次に、これも施設の主な事業、分野別の主な活動の一覧となりますので、後ほど御覧ください。

次に、当法人での実践について具体的に御紹介いたします。当法人は、大阪の堺市を中心として、保育事業と介護事業を経営しており、保育事業については、神戸市の東灘区でも2施設を経営しております。職員は約300名の規模であります。それぞれの地域で、社会福祉事業とともに公益的な取組を展開しております。特養が2つ、堺市と松原市というところ。認定こども園が堺市で3園と神戸市東灘区で2園という状況であります。

次に、これらの公益的な取組については、実践することはもちろん、地域に知っていただくことも重要であると考えております。そこで、当法人のホームページに専用コーナーを設けて、取組を周知、PRすることも進めているところであります。こういう地域における公益的な取組を積極的に発信していくことが、先ほども申し上げましたが、法人制度改革以降、特に重要だということですので、そのための対応もしているところであります。

次のスライドは、当法人の主な公益的な取組を整理したものです。地域子育て支援については、施設の機能を生かした活動と、地域連携・地域支援という観点から、事業・活動を実施しているところであります。

左側のこども園のほうでの主な内容ですが、いわゆる園庭開放です。どこでも行っているようなものです。ただ、規模的に一番大きい園で言うと、1回に40世帯ぐらいの保護者とお子さんが来ていただいているという状況です。それを月に2回ぐらい実施しています。

体験入園は、ちょっとなじみにくいお子さんを体験的に受け入れるというものです。

マザースクールは、妊婦の方に10名ぐらい来ていただいて、それを月1回で計8回ぐらいの連続講座を設けてやるというプレママのサポートに関する取組となります。これは内容が結構濃いセミナーですが、やっております。マザースクールは、お母さんとお子さんと一緒にいろいろなことをやっております。

リフレッシュプログラムについては、お子さんとお母さんをちょっと離して、お子さんをお預かりして、お母さんには、今であればクリスマスリースを作ってもらったりといったリフレッシュの時間を持ってもらえるような取組をしているところであります。

それ以外に、地域での子育てサークルへの支援とか、いろいろな地域の行事への参加。

あと、これは堺市からの委託事業でありますけれども、乳児家庭全戸訪問事業を実施しているところです。

以上がこども園での主な取組内容です。

高齢福祉分野のほうについては、出前の介護講座をやったり、スマートフォンの講座をやったりということ。あるいは、法人として参加しているいわゆる大阪の「しあわせネットワーク」のＣＳＷを派遣するということなどをやっているところでもあります。

また、福祉人材の育成、福祉教育といったところでは、普段の実習の受入れはもちろんのこと、小中高校生に対する出前授業ということもやっているところでもあります。その辺から採用につながるようなこともあるわけですので、こういうこともしっかりやっているところでもあります。

次に、これは取組の一例ですけれども、全国経営協の専用のＰＲサイトでも紹介いたしております、かかりつけ園を目指した実践です。認定こども園としての専門性と経験を生かして、こどもと保護者の支援を行うものであります。

具体的には、日頃から電話相談を含めて、保育士が地域の子育て家庭からの相談に応じています。子育て家庭が抱える課題、悩みは様々ありますので、看護師、栄養士、管理栄養士なども連携して専門性を生かした支援を進めております。また、月２回、園庭開放のイベントを企画し、子育て家庭の居場所づくりや、当方の関係者と顔の見える関係づくりによる機会を持つ中で、相談しやすい関係性づくりを試みているということでもあります。

以上、当法人が中心になって進めている活動ですが、次に、地域のほかの社会福祉法人との連携・協働による取組を紹介します。

当法人は、大阪の堺市と神戸市の東灘区に拠点がございますので、それぞれの地域で法人連携のネットワークに参加しております。大阪は「しあわせネットワーク」、神戸は「ほっとかへんネット」というものです。

まず、大阪しあわせネットワークについては、大阪の社会福祉法人の連携・協働による公益的な取組となります。特に、既存の制度のみでは対応できない様々な地域の生活課題に対応すべく、オール大阪で取組を進めております。１つの法人での対応が困難な場合であっても、こうした連携による仕組みをつくることで、各法人の専門性、強みを生かした活動につながっています。

また、現在は大阪府下の市区町村単位での活動も進めています。初めは、大阪府域全体でやっていたわけですが、それを市町村ごとでも展開していこうということで、今、取り組んでいるところでもあります。具体的な活動内容としては、生活困窮をはじめ、虐待、ＤＶといった深刻かつ複合的な生活課題や、いわゆる制度のはざまによる支援を必要とする方々に対して、ＣＳＷなどが訪問して解決に当たる総合相談の取組。また、必要に応じて、現物支給でありますけれども、金銭的援助ができることが大阪しあわせネットワークの特徴となっております。把握した課題に対しては、生活保護をはじめ、各種相談支援など、必要な支援に結びつくように関係機関につないでいます。どちらかというと、生活保

護課からこちらに相談が来ることが多いわけでありませけれども、そういうことでやっているところであります。

次に、神戸市の「ほっとかへんネット東灘」という活動ですけれども、大阪と決定的に違うのは、そもそも兵庫県全域のほっとかへんネットは、初めから市区町村ごとの取組をスタートしている点にあります。兵庫県全体でもやるのですけれども、基本的には市区町村を中心に、市区町村の社協がプラットフォームになって進めているということです。よって、より実効性の高いネットワークが初めからつくられているということが特徴であります。ほっとかへんネット東灘は、神戸市の東灘区にある当法人の認定こども園2か所が加盟しているということです。

次にあるように、やっていることはまだそんなに大層なことではなくて、うりぼうくらぶとか、あんずちゃんくらぶという親子の園庭開放です。土曜日などにマザースクールとかサロンとか、こんなことをやっているところであります。

ここで重要なのは、先ほどの大阪のネットワークもそうですけれども、例えば認定こども園でいろいろな相談を受けても、そこで完結する話は少ないわけであります。特に高齢者の問題とかが持ち込まれたときには、それをネットワークのほかの機関につないでいけるということが非常に重要なことなのだろうというふうに感じているところであります。

次に全国各地での複数法人連携による取組の状況です。

全国で同じように都道府県単位で活動を進めております。これは全国経営協が中心になって、都道府県の社協をプラットフォームにして、47都道府県全てで取組が進められている状況になったということであります。

これがそれぞれの都道府県のネットワークによる主な活動、支援の概要、ちょっとしたロゴマークとなりますので、またご覧ください。

次に、複数法人が連携することの効果・メリットを整理すると、何より法人規模の大小にかかわらず、その法人の機能・専門性を互いに出し合って、地域に貢献する活動を進めることができることにあります。具体的な活動を連携して進めることで、1法人のみでは対応が難しい地域課題に対しても、我々の専門性を発揮し、対応することが可能となるということです。こういうことを通して、様々な地域の顔の見える関係を使って信頼関係を醸成していくことも、相乗効果を強めていくためにも非常に重要になってくるのだろうと思います。

次に、連携・協働による取組を進める上では、地域のことや活動を考える場が必要となりますが、社会福祉協議会が協議の場となり、地域の課題や活動を考えることがポイントであると感じております。また、地域の課題に対して、地域の状況に応じて資源を活かし、あるいは生み出しながら、法人が連携し、創意工夫することで、みんなで乗り越えていくことも大切であると感じております。地域の法人の規模・事情も様々ですので、各法人ができることから着実に活動を始め、継続する仕組みをつくることが重要だと思っているところでもあります。

最後に、地域での公益的な取組をさらに広げるためにということで、いくつか整理しております。要は、今、様々な制度や支援において縦割りの状況があるわけですが、それをできるだけ統合化して一元化していくことが重要だと考えております。世の中では協働化・大規模化と言われていますけれども、基本的には大規模化というのは、効率的に運営するためには重要なことだと我々も思っているところであります。

一方で、人口減少の中でニーズや生産年齢人口も少なくなっていくわけですから、当然、個々の機能というのはダウンサイジングせざるを得ないと思います。ただし、地域福祉のためにその拠点を守っていく、維持していくためには、そこに他の機能を併せ持って、その規模を維持あるいは拡大していくという意味での大規模化・協働化というのが必要なのだろうと感じているところであります。

そういった意味で、我々はここに掲げているような取組を進めていきたいと考えているところであります。地域の福祉をしっかりと守っていくための方策だというふうに思っておりますので、生き残りをかけたとか、よく言われますけれども、そんな自分事だけの話では決してなくて、地域社会を守るために我々はあるわけですから、そこをしっかりと踏まえた実践が必要であると感じているところであります。

以上です。ありがとうございました。（拍手）

○宮本座長 ありがとうございました。最後に、単なる大規模化・効率化ではなくて、規模を集約しながら多元化・複数化していく、これが人口減少の時代は大切なのだという大変興味深いお話もございました。

宮田参考人のほうからも連携の話はたくさんあったわけですが、続きまして、これを社会福祉連携推進法人という形で進められている、共創福祉ひだの橋本参考人からお話をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○橋本参考人 皆さん、こんにちは。社会福祉連携推進法人共創福祉ひだの代表理事の橋本正人と申します。よろしくお願いいたします。

次、よろしくお願いいたします。私どもの共創福祉ひだは、昨年6月に誕生してから、まだ1年半とわずかですが、私たちが取り組んだことや今後の方向性について、お話しをさせていただきます。いただいた時間が15分ということですので、はしょったり、早口での御説明になるかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。

次、よろしくお願いいたします。私どもの2つの社員法人ですが、吉城福祉会は古川町地区で介護・障害・保育事業を、また神東会は神岡町地区で介護・障害・病児保育事業等を行っております。それぞれ合併前の旧町村の中で中心的な社会福祉法人です。来年1月から、新たに飛騨市障がいのある人を支える会が加わることになっております。

次、よろしくお願いいたします。私どものまち、飛騨市は、岐阜県の最北端の山間地に位置しています。小さな自治体です。北は富山県、南は高山市や、世界遺産で有名な白川村と接しています。今年4月時点で飛騨市の総人口は2万1,877人ですが、高齢化率は約40%に達しています。

次、お願いいたします。このグラフは、2015年から2065年までの飛騨市の人口と高齢化率の予測です。今後、急速な人口減少により、2065年には半数以下に減少すると見込まれています。

次、お願いいたします。このグラフは、市内の各地区ごとの人口推移の予測ですが、特に左側の神岡町地区の人口減少が顕著で、6割以上の減少となっています。同じ飛騨市の中でも、地域の間で状況が異なっていることが分かります。

次、お願いいたします。これは飛騨市の65歳以上の人口と要介護認定者の推移を示しています。人口の減少に伴って介護人材も減少しますが、同時に要介護認定者も減少することで、介護サービスの需要自体も減少することが予測されます。これは介護サービス事業所にとっては非常に重要な課題になっています。将来的にサービス提供の規模や内容をどのようにマッチングさせていくのか、見直しが求められています。

次、お願いいたします。この地図は、飛騨市の各地域の地理的な位置関係を示しています。古川町地区の吉城福祉会は、古川町のほか、隣の高山市など、ほかの地区からも職員等を確保しておりますけれども、神岡町地区の神東会においては、地理的に他の地区からの人材確保が難しく、人材不足がより顕著になっています。

次、お願いいたします。これまで吉城福祉会と神東会、また飛騨市も含めて、全市的な規模で連携しながら人材確保を行わないと、市全体の福祉サービスを維持していけないという共通の危機感を共有していました。そこで、私たちが考えたのは、地域ごとに不足する人材を、飛騨市という大きな器の中で補い合うというような法人間の連携です。私たちは、新たな連携の手法として、社会福祉連携推進法人の設立を選択いたしました。

次、お願いいたします。共創福祉ひだを設立する際に、行政であります飛騨市に多くの御支援をいただきました。まず、常勤の専任職員として市の職員1名を派遣していただきました。また、運営経費に対しても交付金を頂いています。飛騨市のこのようなサポートは、行政と民間が協力して地域福祉を守るためのモデルケースであり、実質的には2つの社員法人と、自治体である飛騨市も含めた3つの組織による連携推進法人と言えるかもしれません。

これは余談ですが、社会福祉連携推進法人の認定・運営基準の中で、地方自治体については、連携推進法人の社員となることができないと規定されておりますけれども、ただし書きで、地方自治体と社会福祉連携推進法人が実効上の連携を図ることを妨げるものではないとされています。まさに飛騨市と共創福祉ひだは、実効上の連携を図っているのだと思います。

次、お願いいたします。社会福祉連携推進法人には6つの事業が認められていますが、共創福祉ひだは、貸付業務を除き、他の5つの事業とその他の事業を実施しています。

まず、地域福祉支援業務として、地域貢献事業の企画立案や周知広報など。

災害時支援業務として、BCPの策定や見直し、災害時の相互支援と自治体との連携。

経営支援業務では、社員法人の経営分析業務や経営改善計画などのコンサルティング業

務のほか、特定事務に関する事務処理代行などを実施しています。

人材確保等業務につきましては、合同の採用活動や職員研修・勉強会を実施しています。また、外国人人材の受入支援や職場体験、現場実習等の調整、職員向けの福利厚生事業の協働実施なども計画しています。

物資等供給業務については、スケールメリットを生かして、消耗資材や備品などの一括調達を実施しています。

その他の業務として、A I 及び I C T 等の活用についての支援を行っております。

次、お願いいたします。これらの業務の中で、最も大きな取組として、民間のコンサルタント会社による社員法人の経営分析を行い、経営改善計画の策定に向かうことができました。両法人とも厳しい経営状態となっておりますけれども、原因となる問題点を可視化して、現状と将来の課題を整理するということは、個々の法人ではなかなか取り組めないことでした。

また、両法人の介護保険や障害福祉サービスの請求システムについて、共創福祉ひだげが代理人として一括して行うことで、経費が削減できています。

共創福祉ひだげによる S N S での情報発信から、実際に外国人人材の採用につながった例もありました。

これらの事務の代行については、ほかの事務についても集約することで効率化が図られるのではないかと考えています。

次、お願いいたします。その他の効果として、58台のパソコンを共同購入することで導入経費を削減したり、ビジネスチャットを活用することで情報共有などを高めています。

また、両法人合同の研修会や職員間の意見交換会などを企画・運営することで、事務の効率化と職員意識の向上を図ることができました。

次、お願いいたします。今後の展望として、1 番目に、介護人材の確保と質の向上、また人員配置の適正化を図っていきたいと考えています。

2 番目に、事業の持続可能性を確保するための経営改善。

3 番目には、この社会福祉連携推進法人のプラットフォームを効率的かつ効果的に活用すること。

さらに、4 番目として、共創福祉ひだげへの加入促進や、生産性向上を目指す小規模法人のネットワーク化への支援など、新たな法人との連携も必要不可欠であると考えております。

次、お願いいたします。1 番目の介護人材の確保と質の向上及び人員配置の適正化についてですが、私たちは、人口が減少する中で人材を確保するためには、連携推進法人を通じた協働化による、それぞれの法人の強みを生かした取組が必要であると考えています。そのために多くの仲間を増やそうと考え、他の法人にも連携推進法人への参加を働きかけてきましたが、その中で、社会福祉連携推進法人制度の課題も見えてきました。

次、お願いいたします。まず、社員法人間での人材の流動化。例えば、互いの法人間で

職員を融通し合えるような仕組みがあるとよいと思います。

また、有料職業紹介業の許可がなくても、連携推進法人の職員が社員法人の職業紹介を行えるとよいと思います。

さらに、社員外も含めた職員研修等を受託する場合、その他の業務の事業規模が全体の過半になると受託できないといったルール上の問題点もあります。

また、連携推進法人と社会福祉法人のガバナンスルールが重複しており、兼務する役職員や事務局の大きな負担となっています。それらの負担軽減のために、例えば各社員法人の理事会の議決を連携推進法人の理事会の議決として認めていただくとか、各社員法人の代表が連携推進法人の理事となっている場合は、社員法人の理事会の議決があれば社員総会の議決を省略できるなどの改善策など、今後、国においてぜひ御検討いただきたいと思っています。

今後の連携の中で、合併したほうが効率的じゃないかとの意見もあります。ただ、ハードルが高いのも事実です。まずは、事業や業務ごとの合併ということをイメージすれば、連携推進法人がそれらの事業や業務を遂行し、また、それぞれの成功体験にもつながり、それが拡大していけば、最終的には各社員法人が連携推進法人に吸収されるようなイメージでの新設合併も考えられるのかなと思っています。

次、お願いいたします。2つ目の経営改善については、現在、業務量調査を実施するとともに、生産性向上への取組として、デジタル中核人材養成研究への各社員法人の参加と連携・協働を目指しています。また、前にもお話ししましたように、事業の持続性を可能とするためには、将来的な利用者と介護人材の調整を行政が責任を持って果たす必要があると思います。

3つ目の連携推進法人のプラットフォームにつきましては、それらを効率的・効果的に活用することで、それぞれの法人の組織運営の高度化を推進することが可能となり、また、将来的に考えられる合併に対しても、スムーズに移行できる可能性があると思います。

次、お願いいたします。4つ目は、新たな法人の参画や他法人との連携です。来年1月から新たな法人が仲間に入ることになりましたが、今後も共創福祉ひだは接着剤になって仲間を増やしていきたいと思っています。

また、ICTを利用した生産性向上を目指す活動やデジタル技術の活用などを、地域貢献事業として地域に提供しながら、人に優しいデジタル化を目指して、小規模法人のネットワーク化にも協力していきたいと思っています。

次、お願いいたします。人口が減少し、担い手も減少する。また、経営も拡大から縮小へ転ずる中で、その経営を分析したり、施設やサービスの整理・縮小も含めて、その地域に合った短期的・長期的な課題や解決への道筋は、1つの法人だけの取組ではとても不可能な問題だと思います。小さな自治体である飛騨市の中で、小さな事業者同士に限られた利用者や介護人材の奪い合いをしていては、それこそ共倒れになります。合併という方法もありますけれども、合併に至るまでの合意形成には、まだまだ時間がかかると想定され

ます。連携推進法人を活用することで、無理のない連携が可能になると思います。将来的には、飛騨市内全ての福祉に関わる事業者が1つの連携推進法人としてまとめ、災害や非常時の対応も含め、相互に連携し、補っていくことが必要だと考えています。

また、これらの実現のためには、行政の役割も大きいと思います。連携推進法人と自治体が協力・連携することで、地域全体の介護や福祉サービスを持続可能なものにすることができると思います。1法人単独で、1法人が生き残るために点として考えるのではなく、複数の法人が協働して行うことで地域を面として支えることができ、地域全体の福祉を守ることにつながるのだと思います。社会福祉連携推進法人共創福祉ひだがその調整役を担うことで、地域全体の共存・共栄が図られることを願い、今後も積極的に取り組んでまいりたいと思います。

終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○宮本座長　ありがとうございました。

大変興味深いお話いただいて、共創福祉ひだは、現実には3団体の連携になっていて、制度のただし書きでは、自治体の実効的な参画というか、諸団体との連携を妨げるものではないんだというお話もありました。

それから、制度改革への非常に具体的な提言、例えば参加団体の議決を一括して行えるような制度条件などというところを含めて、非常に具体的な提起もありました。ありがとうございました。

それでは、これから、この第1の議題に関わって、皆さんから御議論いただくことにしたいと思います。いつものように挙手制で私のほうから指名させていただく。3分から5分ということで、また鐘が鳴るというところも一緒です。今日の議題というのはどんどん広がっていく可能性もありますけれども、できれば提示された論点に沿った形で御議論いただければと思います。それでは、いかがでしょうか。

田中構成員が退出御予定ということで、もし先にあればお願いいたします。

○田中構成員　この議題に合っているかどうか分からないのですが、実際、人口減少とかが始まっているところでは、本当にこうやって連携推進をしていかなければなかなか生き残れない。人も少なくなるし、専門職もというところで、私も離島でこういう取組を進めているところに出会ったことがあるのですが、こういう形をつくるまでにどのぐらい議論されて、ここまでたどり着くものなのですか。具体的にその経緯、プロセスのところを教えていただけたらと思います。

○宮本座長　ありがとうございます。

橋本参考人、いかがでしょうか。御苦労された点というか、御自分の経験を振り返っていただいて、皆さんにもしアドバイスがあれば。

○橋本参考人　たまたま飛騨市自体が人口2万人ちょっとの小さなまちですので、お互いに法人の代表の方とか役員の方の顔も常に存じている関係でして、吉城福祉会と神東会、2つの法人につきましても、以前からお付き合いといいますか、相談し合ったりしていて、

その中でお互いに、弱ったな、もう人がいないなということで。特に、片方の神岡町地区というのが以前は神岡鉱山で栄えた町なのですけれども、どんどん人口が減って、今年1年間の出生者数も8人ちょっとということで、本当に危機的な状況になっております。

その中で、古川町地区も同じなのですけれども、まだ古川町は他の地区から介護人材も集められるというようなことがあったもので、何とか古川町地区の介護人材を神岡町地区へ送れないかというような話の中で、合併まではちょっと難しいけれども、連携推進法人という手段で人のやり繰りをできないかというふうに考えて、相談し始めたのが設立の2年前ですか。1年ちょっと、お互いの法人から職員が集まりまして、相談して連携推進法人の設立にやっとこぎ着けたというところがあります。

ですが、実際に連携推進法人を立ち上げたのですけれども、人の融通というのはなかなか難しい話でして、現行の制度の中で考えるとハードルがなかなか高い。今でもそのハードルをどう飛び越えようかと相談している段階です。

○宮本座長 田中構成員、よろしいでしょうか。生駒市の規模だと、なかなか難しいというところも多々あるかもしれません。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

勝部構成員、お願いします。

○勝部構成員 発表、ありがとうございました。

宮田参考人のお話、大阪ですので、私も同じエリアで、コミュニティソーシャルワーカーとしあわせネットワークでたくさんの生活困窮者の支援などを行ってきたのですけれども、私どもも施設の連絡会を10年前につくらせていただいて、当初は同業の人たちは何となく牽制し合って、競争社会の競争をしていたという感じがすごく強かったのですけれども、コロナの後ぐらいから、例えばワクチン接種ができる法人とできない法人があるとか、業種によって、そういう体制があつたりなかったりということで、力を合わさないと、これはエッセンシャルワーカーとしてもなかなか乗り越えられないみたいなことがいろいろと出てきたり。

特に生活困窮がひどくなってきていますので、そういうところで独自に窓口を持って、何かを改善するということを当初は目指したのですけれども、そこまで人は割けないという現状もあって、今は先ほどお話があったような協働とか協議の場を社協のほうでつくらせていただいて、いろいろな課題をみんなで何ができるかと話し合うようにしていった中で、かなり成果が出てきたなというふうな感じがあります。

ですので、今回の地域における公益的な取組というのは、独自で地域の課題を発見して、丸ごと全部見つけて対応するというところまで、それぞれの法人がどこまでできるのかというのはなかなか難しいと思いますけれども、生活困窮の窓口であつたり、重層の多機関協働であつたり、そういうところで課題が出てきたときの問題を一緒に協議できるような場づくりを、社会福祉協議会ということで今回書いていただいていますけれども、そういう場が何かできることで、かなり実現できるかなというふうに思っています。

ちなみに、昨日あったお話ですが、年末年始、家で過ごせないという高校生の子がいて、どうやって支えようかということでいろいろ考えた結果、365日24時間開いている社会福祉法人さんでボランティアを年末年始するということで、居場所をつくることに本人の希望もあったので、そこでお昼御飯も食べて過ごし、居場所として場が成立することが分かって、その機能というのはとても大きなものだということを改めて思ったところでした。ありがとうございました。

○宮本座長 宮田参考人、いかがでしょうか。今、様々な創造的、かつ先駆的・広域的な取組の例が紹介されたけれども、そこにたどり着くまでのプロセスとして、議論の場の設定等を含めて、何か題材がございましたらお話しいただければ。

○宮田参考人 ありがとうございます。

勝部構成員もおっしゃったように、個々の法人で様々なニーズを丸抱えするというのは、それはとてもじゃないけれども、無理ですし、そんなことをする必要もないと思っております。我々は、たまたま社会福祉法人という器で仕事をしておりますけれども、決して社会福祉法人だけでいいとは全然思っていないくて、地域の様々な機関と連携していくことが、この先、ますます重要になってくるだろうと思います。

もっと言うと、人口減少もさることながら、この先、単身世帯が増えていくわけですね。全世帯の4割ぐらいが2040年になると単身世帯になると予測されており、お一人様世帯・社会になります。その状況に対応するために、日本の社会の様々な仕組みというのは見直しが必要になるのだろうと思います。ただ、それは全部を制度で対応すべきことかという、そんなこともできないわけですので、となると、それぞれ地域で様々な人たちが助け合って、そこを支えていかざるを得ないと考えております。

特に、今、問題になっている高齢者等終身サポート事業というのは、制度のみで何かなるようなものではないだろうと思っております。社会福祉法人は非営利ですから、中心となって、そういうところを支えられるような仕組みづくりをそれぞれの地域でできないかなというようなことを漠と考えており、そういうイメージを持っております。それはまさに勝部構成員が、ずっと活動されてきたベクトルと同じ方向に行くのだろうなと思っております。

取り留めのない話ですけれども、以上です。

○宮本座長 ありがとうございました。

奥田構成員、お願いします。

○奥田構成員 ありがとうございました。

私は、3点、意見ですけれども、最初は、最後に宮田参考人がおっしゃってくださった、このそもそもの目的とは何ぞやという、そこが一番大事で、私はNPO法人なのですけれども、最近、社会福祉法人も立ち上げたのですが、何となく合理化とか生き残りみたいな話。でも、今回の議論で言うと、社会福祉法第106条の3みたいな地域における包括的な支援体制をどうつくるのかというのが本音ですから、そこから外れないように、この議論を

ぜひ進めていただきたいというのが第1点です。

そうなれば、今回の令和2年の改正で、この連携推進法人の制度化の中に、先ほどの橋本参考人の資料の最後の2ページ目のところに明確にNPO法人というのが出てきてまして、あのときは明確に社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員とすると。NPO法人は、この議論の中で圧倒的に弱いと思います。ただ、今、宮田参考人がおっしゃったように、全て制度で賄うわけにはいかないということと言うと、地域の互助的な活動とか公益的な取組は、どちらかというとNPO法人サイドが制度じゃないところで割と踏ん張ってきたのですね。

ですから、私は今回の連携推進法人に関しては、今後、NPO法人をどのように連携の対象にしていくのかという具体的な方針というか、手立てが、私みたいなNPO法人サイドからすると、社会福祉法人さん同士の連携はいいのだけでも、実際、それだけじゃどうなのかと。NPO法人が要るのではないかと。ただ、今回の法制度下では、当然ですけども、2法人以上が参画すること、半数以上が社会福祉法人であることというのが条件になっている。

ですので、実は、私のところ、抱樸、NPO法人と社会福祉法人があるのですが、これは連携できないのです。同じ名前でも別法人なのなのですが、半分以上が社会福祉法人でなければならない。それで、地元の社会福祉法人さんとも話をしようという話になっているのですけれどもね。いずれにしても、この辺りも、必ず半数が社会福祉法人でなければならない理由というのはどこにあるのかということが議論されてもいいかな。

NPO法人のほうから言うと、ちょっと甘えた話になるかもしれませんが、経営基盤・財務基盤も弱いところが多いですね。そうすると、総務的な機能とか、財務的な機能とか、人材育成とかDX、こういうところが、社会福祉法人の皆さんと連携させていただくことでNPO法人は確実に伸びると思います。ですので、この辺りも含めて。

それから、貸付金のスキームなんかも、NPO法人サイドからすると銀行からの融資を受けられるNPO法人はそうないのです。連携推進法人内で貸付金のスキームをつくられているわけですから、この辺りに入れていただく。ちゃんと返さなければいけないですけども、ちゃんと返すことが条件ですが、私は連携推進法人に関しては可能性があると。特に、NPO法人サイドから見ても、その辺りで地域の包括支援体制を構築していく、1つのいいプラットフォームになるというふうに私は確信しておりますので、ここを確実に充実させていただけないか。

3番目に、最後ですが、そうすると、さっき勝部構成員もおっしゃいましたが、第106条の4の重層の多機関協働とか参加支援ですね。参加支援がどうももう一つうまく伸びていないように思うので、連携推進法人の中でいよいよ参加支援みたいなところを、制度や法的な枠を超えてお互いが使えるというようなことで、第106条の4に関しても連携推進法人の制度というのは、私は期待できるのではないかと思います。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。我々がこの検討会議で、なぜ社会福祉法人の話、連携推進法人の話をしているのかという、そのところを思い出させてくれる非常に重要な御発言であったと思います。

では、橋本参考人のほうから一言。

○橋本参考人 ただいまの奥田構成員の話を聞いて、まさにそうだと思います。私ども、来年1月から仲間に加わるのはNPO法人さんです。NPO法人さん、私たちが見てもボランティアではないかと思うぐらい、一生懸命理念に燃えて事業を運営されています。ですが、人手不足と財源等もあって、代表の理事長さんが1人で事務を受け持って孤軍奮闘されていて。今はいいけれども、あと5年後、私はもたないかもしれないという話をされる中で、私たちもNPO法人の仲間を増やしたいと思っています。

事務的なことについても、社会福祉法人で持っているノウハウや力をお貸ししたいと思うのですが、先ほどのNPO法人は2分の1以上は駄目だという規定の中で、うちも2つの社会福祉法人でのスタートだったものですから、1つのNPO法人ならいいのですけれども、もうこれ以上増やすことができない。その辺をぜひ何とか考えていただくとありがたいと思いました。

失礼いたしました。

○宮本座長 そうですね。NPO法人も社会福祉法人も、共にまさに地域の公益に取り組む非営利組織なのですね。それがいろいろな経緯で、社福だけ何で税制上優遇されているのだとか、補助金が出ているのか。それに対する罰ゲームみたいな形で公益的取組をやれということになってしまった。そこで何か妙な関係になってしまっている。でも、最後のところで橋本参考人のほうから、実は連携推進法人の中で再び両者が融合していく見通しも開けつつあるのだというお話をいただいて、心強く思った次第です。

原田構成員、お願いします。

○原田構成員 ありがとうございます。

とても刺激的な御報告をいただきました。お二方の報告を聞きながら、改めて社会福祉法人への支援として、今日あった人材確保とかICTの導入、災害時の支援というのは、法人任せではなくて、政府・行政としてしっかり基盤整備をしていくことが大前提で、その上で、橋本参考人の報告にもあったように、まず合併ありきではなくて、それぞれの社会福祉法人の独自性や特性を生かしながら連携を進めていくことが必要だと思います。

その際、今日の報告の中で非常に大事だった内発的な動機というか、現状の中でこういう取組が必要なのだという、そのプロセスを非常に丁寧にしながらつくられたという指摘が非常に重要だと思っております。また法人格を取得する前に、宮田参考人の報告にもあった、法人間のネットワークをどうつくっていくか。それは国や都道府県のレベルではなくて、市区町村レベルにも広がってきているという。その市区町村レベルでどういう法人間ネットワークを構築していくことができるか、そこにNPO法人が入るということも含めて検討する必要があると思いました。

その意味では、勝部構成員の報告にあった市区町村社協の役割というのが非常に重要で、そこをしっかりと強化していくことと同時に、社会福祉法の第55条の2で、地域の公益事業あるいは社会福祉充実計画の策定に当たっては、地域の関係者の意見を聴取しなければならないとなっているわけですが、そういう市区町村レベルでの協議体機能をしっかりとつくるのが、法人間連携、ネットワークをつくっていく基盤になっていくのではないかと思います。

奥田構成員がおっしゃっていた、そのネットワークは何のためにあるのかという目的的なことをどう位置づけていくかということですが、地域共生社会を実現していくために何ができるかという視点が必要だと思います。宮田参考人がおっしゃった、単に大規模化ではなく、多機能化を目指すのだということはとても重要で、そういうようなことを社会福祉法の第24条の第2項とか第26条に、何のための法人連携とか公益活動が必要かという目的的な規定をしっかりと定めておく必要もあるのではないかと思います。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。もし何かリプライがあれば、よろしいですか。

今、会場のほうから御指名させていただいていますけれども、この後、オンラインでもお願いいたします。ただ、時間の関係で、2ラウンドにわたって全構成員が万遍なく発言すると、今日、とっぷり夜が暮れても終わりませんので、その辺は進行に御協力いただければと思います。

それでは、中野構成員。

○中野構成員 では、私のほうは手短にと言いながらお時間をいただくかもしれませんが、権利擁護支援についても担い手の問題ということが課題となると思いますので、そういった視点で意見を述べたいと思います。

法人後見の担い手の育成につきましては、第2期成年後見制度利用促進基本計画において優先的に取り組む事項として上がっておりますし、先日の利用促進専門家会議において示された中間検証報告案でも、社会福祉連携推進法人の活用による法人後見受任についても述べられているところかと思います。私の地元である京都府は、南北に長く、特に北部や南部の地域では高齢化や過疎化が進んでおり、権利擁護支援人材に関しても支援を必要とする人は増えているのですけれども、担い手が十分ではございません。これは京都のみならず、全国的な課題であると思います。

社会福祉協議会による法人後見については、地域における専門職等の担い手不足という側面もありますが、例えば日常生活自立支援事業を利用されている御本人のことを理解されている地域の社協が連続して支援することができるという利点もあり、京都府下でも幾つかの社協で受任の実績がございます。しかし、特に小規模な法人では、体制の整備や人材確保の課題があるというふうに聞いております。このような課題解決のために、令和5年度より、京都府は持続的権利擁護支援モデル事業の実施自治体となり、京都府社協によ

る法人後見の取組を進めています。

私もモデル事業実施に先立つ、京都府社会福祉協議会が担う法人後見あり方検討会議の委員として議論に参加させていただきましたが、府社協が法人後見を受任し、成年後見業務についての責任を持ちつつ、日常的な生活支援を地域の社協が担うことで、それぞれの役割を生かした権利擁護支援の在り方が進むのではないかと期待しているところです。

社会福祉連携推進法人については、愛知県の「となりの」さんが法人後見に取り組んでおり、受任実績もあると伺っております。幾つかの社会福祉法人が連携し、地域の権利擁護支援に取り組んでいくという形をつくっていくことは、担い手確保や人材の育成ということから大切なことだと思います。また、利用者である本人の後見人をその法人が受任するということは利益相反の問題がありますが、社会福祉連携推進法人が法人後見の役割を担うことで、この問題もクリアできるのではないのでしょうか。

また、法人が後見人を受任する際には、成年後見実務そのものに加えて法人組織の体制が必要であると思います。私は、後見人に個人として選任されているほか、リーガルサポートの法人後見の事務担当者にもなっておりますが、支援が困難な方、長期にわたる支援が必要な方などは法人後見という選択肢が有用と感じるとともに、受任する法人の組織体制の構築が必要であることも実感します。例えば、リーガルサポートでは、本部・支部内に法人後見の委員会を設置し、受任体制を整えているところです。中間検証で求められているところですが、厚生労働省様において社会福祉連携推進法人の設立支援や、また法人後見に関するガイドラインの作成等のバックアップについても検討をお願いしたいと思っております。

また、法人後見と言っても、その法人を動かすのはそこにおられる人ということになりますので、権利擁護人材の育成に関して市民後見人の育成などを進めている自治体も増えつつありますが、受講を終えた方が直ちに選任されない場合もありますし、経験なく後見人として活動を行うことを躊躇される方もおられますので、こういった人たちを担い手として法人で御活躍の場を持っていただくことも考えられるのではないかと考えております。

人口減少局面における担い手問題は、直ちに解決できるものではないかもしれませんが、後見人としての業務を行い、また家族会など当事者の活動をお手伝いしている中で、地域には様々な担い手となることを希望する人が潜在的におられるということも感じております。社会福祉法人、社会福祉連携推進法人が公益的な活動を広げていく中で、そのような人たちの活動の受け皿ができ、掘り起こしがなされ、地域の様々な活動に参画することが増えていくことを期待しておりますし、私たちも共に活動ができればと思っております。

以上でございます。

○宮本座長 ありがとうございます。権利擁護支援という、この検討会議の大事なテーマに引きつけて、今日の議論をまとめてお話しいただいたと思います。

オンラインのほうに進ませさせていただきますが、それでは松田構成員からお願いできますでしょうか。

○松田構成員　ありがとうございます。ふだんは地域で子育て支援の活動をしているNPO法人です。

地域における公益的な取組について、ちょっとお伺いしたいというか、気になったところがあります。今日のお話はすばらしい法人の取組だったと思うのですが、地域の社会福祉法人の実践では、地公取と言うのですか、この取組なのか、そもそも受託している事業の本来業務ですねといったところがあるのではないかと思います。もちろん、そこがやり切れないのでということもあるのかもしれないのですが、そもそもそれは本来業務ですねといった検証はどういうふうに行われているのかな。いいとか悪いということではなく、もう一声やってもらえたらいいのなと思うところ、私たち、地域で結構被せてNPO法人でやっていることがすごく多かったものですから、そういったところについてはどのようなになっているのかなというのが疑問でした。

もう一つ、連携したり、人の応援みたいなことの事例というのも出てきているようなのですが、それは連携推進法人のほうかもしれないのですが、質がキープできたり、質が上がる工夫というのはどのようにされているのかな。違う取組の法人で行き来があると、低いほうに合わせてしまうのではないかという心配がすごくあって、そういうところをどういうふうに乗り越えられるのかなとか。子育てとか高齢とか障害のところは、働く人が流動してしまうみたいなのところ、すごく見聞きしているのですが、そこが連携していくことのよさというか、逆に言うと、働く人は、嫌だったら辞めて逃げられないみたいなのところがあるのかなとか、いろいろなことを感じてお伺いしていました。

以上です。

○宮本座長　2点御質問だったと思いますが、1点目は、先ほど私がお話しした、様々な制度的な経緯の中で、本来業務というのが上から恣意的につくられてきて、受け身の立場をある意味では社会福祉法人というのは強いられてきたという経緯を思い出さなければいけないと思うのですが、今の世代から見れば、公益的、本来の仕事じゃないかという声が出てくるのも不思議ではないということですね。もし何かこの辺り、おありでしたら。

○宮田参考人　それを区別することの意味は、いまいち分からないのですが、いずれにしても、我々は地域における公益的な取組を本来事業とは別にやっているから特別で済みたいなことでは決してなくて、必要なことをできる限りでやっていくことが重要だと思っています。法人制度改革で、第24条第2項で地域における公益的な取組が義務化されたからやるということでは、もともとないということを御認識いただけたらと思います。

○宮本座長　そうですね。ちょっと余計な話になるかもしれませんが、この検討会議が深く関わっているのは、社会福祉法をどうやって次のステージに持っていくかということにかかっていると思うのですが、社会福祉事業法が51年にできたときに、社会福祉法人というのはいわば政府の機能の延長みたいな形で位置づけられてきて、ひたすら受け身の立場を強いられてきて、社会福祉の基礎構造改革のときには、サービスを担う立

場、利用者と法人みたいな構図が今度はメインになってきたわけです。こういうふうに制度に翻弄されてきた部分も確かにあるわけで、今、支えられる、支えるを超えて、支え合いのネットワークの中で基軸になるNPO法人、社会福祉法人、もう一回仕立て直しが必要だというステージですね。

○宮田参考人　まさにその基礎構造改革のときに第24条ができて、社会福祉法人は社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行ってくださいということが書かれているわけです。社会福祉法人というのは社会福祉事業だけをやっていればいいという存在ではそもそもなくて、そういう役割を果たすセクター、主体ですよということが規定されていて、それを法改正で、改めて第2項で強調したにすぎないというふうに我々は受け止めております。

そもそも社会福祉法人というのは、社会福祉を目的とする事業の一定の範囲を担っている主体であり、それが求められる法人制度だという理解をしております。そこで言うと、先ほどの御指摘というのはちょっとどうかなという気がいたしたわけです。

○宮本座長　ありがとうございました。

○松田構成員　すみません、見当違いのことをお話ししていたかもしれませんが、すばらしい法人さんはすばらしいなと。そうじゃないところをどうやってというところで、すみません、今日のお話からの話ではないのですけれども、大分ギャップがあるなという実感です。

すみません、以上です。

○宮本座長　いや、松田構成員のおっしゃることはよく分かります。そういう意味で、まだずっと受け身のままの立場の法人もあらざるを得ないということになってしまっているのかなということですね。

では、松田構成員の2番目の問題。これはどちらかというと橋本参考人への。低いほうに合わせることにしはしないかという。

○橋本参考人　私は、むしろ逆のことを思っておりまして、自分たちの毎日やっている業務の内容が、連携することで他の法人と比較されるわけですね。そうしたときに、職員自身が、あれ、私たちがやっていたのはこれでいいのかなというような反省の思いが出てくるのを期待して、私は前向きに捉えています。先ほども話しました、来年、加わっていただくNPO法人は障害者の生活支援等をやっておられるのですけれども、職員の働きぶりを端から見ても本当にすばらしいなと思っています。

ですので、ぜひ一緒に連携推進法人の中で仲間になっていただいて、うちの職員も一生懸命なのですけれども、意識的に仕事と割り切っている部分がどうもあるようにも見受けられるので、そういう交流をすることによって、それぞれの法人の良さを吸収して、両法人のレベルアップというか、ボトムアップというのか、よくなるほうに期待しておるのが正直なところです。

○宮本座長　ありがとうございました。

松田構成員、よろしいですか。はい。

続きまして、栗田構成員、お願いできますでしょうか。

○栗田構成員 栗田でございます。手短に申し上げます。

私は、課題レベルの各論としての意見になるのですが、先ほど勝部構成員からお話がありました365日24時間体制があるということは、社会福祉法人の非常に強みなのだろうと思います。

さらに、ハードとして箱物も持っているとなれば、住まい、居住支援の分野は非常に可能性が高いのではないかと考えます。私も住まいの現場にも携わっておりますが、選択肢として、例えば公営住宅は人口減少の中で増やすのは極めて難しいと。では、民間賃貸住宅、アパートはどうかとなると、オーナーさんが最終決定する。どうしてもリスクの高い方はとなってしまう。では、空き家はたくさんあるじゃないかとなりますが、これまたオーナーさんの御意向もあれば、あるいは所有権の問題で共有状態にあると、どうしても話がまとまらないという課題もございます。かつ、この居住支援は採算性がない領域ですので、やっているところはどこも補助金頼みになっているというのが実態です。

もう一つ、連携推進法人に可能性を感じるのは、そこで不動産の遺贈を受けていくようなやり方ができないだろうかととも思います。福岡市社協でも（音切れ）不動産の遺贈を受けて障害者のシェアハウスに使ったりというような実践事例もございますが、今後、お一人様が増えていくということを裏から見ると、寄附・遺贈が増えていくということにもつながる可能性が高いので、そのときに行政が直接遺贈を受ける、不動産を受けるというのは、ちょっと聞いたことがありませんので、こういった非営利団体がそれを受けて地域に還元していく。そういった事業展開で住まいのベースにできる可能性があるのではなかろうかと思ったところでした。

以上でございます。

○宮本座長 ありがとうございます。居住支援という観点から、今日の議論を引き受けた議論をしていただきました。

では、永田構成員、お願いできますでしょうか。

○永田構成員 ありがとうございます。

橋本参考人、宮田参考人、今日はありがとうございました。時間がないと思いますので、申し上げようと思っていた公益的な取組については、勝部構成員や原田構成員と基本的に同じ意見ですので、割愛したいと思います。

また、現状、連携推進法人の立てつけは、事業者同士の経営効率化のように認識されがちになっていると思いますが、自治体が呼びかけて、法人種別を超えた連携推進法人の協働による地域における公益的な取組を、この包括的な支援体制と一体的に推進するような好事例を、先ほどの厚労省の資料にもあったような小規模法人のネットワーク化のモデル事業の中から生み出して、横展開を図っていくといったようなことが、地域共生社会の推進という観点からは重要ではないかなと思います。

併せて、現状では、連携推進法人は例外的に社会福祉を目的とするサービスの提供ができるということになっていますが、過疎地域などにおいては、橋本参考人の資料にもありましたが、社会福祉事業などを含めて、実施できるようにすることを検討してもよいのではないかと考えていますので、意見として述べさせていただきます。

以上になります。ありがとうございます。

○宮本座長 ありがとうございました。

どんどん行かせていただきます。石田構成員、お願いします。

○石田構成員 よろしく願いいたします。

私のほうからは、橋本参考人と宮田参考人に1点ずつ、質問というか、お尋ねしたい点がございします。先ほど橋本参考人のほうから、NPO法人が今度、そこに加わる予定があるということですが、おっしゃったように、ここでまたもう一つ、NPO法人との連携が実現されるように進めば、社会福祉連携推進法人に定められている「2以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要」という規定がハードルになっているというようなお話がございました。具体的に飛驒のエリアで、そういったNPO法人が実際あるのかどうか、本当にそれが進む可能性があるのかどうかということをお聞きしたいのと。もしそうならば、法律上の規定が実態にそぐわないところも実際に生じていることから、共創福祉ひだの事例から新たな方法を考えていくというきっかけになるかもしれないと思ひまして、具体的にその辺の話があるのかどうかを教えてくださいたいというのが1点と。

あと、宮田参考人のほうのお話にありました、「大阪しあわせネットワーク」あるいは神戸の「ほっとかへんネット」において、そこに加わっている社会福祉法人以外のNPO法人などとの連携が具体的にどのぐらいあるのかということをお教えいただきたいと思ひます。実際にこういうところにNPO法人などがどのぐらい関わっているのか現状が知りたいので教えてください。厚労省の説明によれば、社会福祉連携推進法人を表すポンチ絵が描いてあって、社会福祉法人が2つぐらいあって、それに加えてNPO法人が幾つかあるのですけれど、これはあくまでイメージであって、本当にそういう形で連携というのが進んでいくのかどうか、現実的にはいろいろ難しいのか。その辺の実情が分かれば教えてくださいたいということで、その2点、すみません、よろしくお願いいたします。

○宮本座長 いかがでしょうか。お二人にそれぞれNPO法人の位置づけについて、まず橋本参考人からお願いします。

○橋本参考人 1点目の、実際にNPO法人、今後、参画の予定があるのかという御質問ですけれども、具体的に現在、加入の希望があつて、今の規定が障害になってできないということではありませんが、私どもの今後の展開の中で、小規模法人のネットワーク化とか、そういうことに対しても、連携推進法人が支援というか、協力というか、核になって進めていきたいという思いを持っています。大きい社会福祉法人に声をかけてもなかなか参加が難しいところもありまして、小規模法人さんのほうへ重点的にPRしていこうかと

いう話を実はしておるのですけれども、その前段階で障害になるのが今の規定で、まずもって、この規定を何とかしていただかないと、小規模法人の連携ということは前に進まないのではないかということを、問題点として感じております。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。NPO法人が加わったときに、社会福祉法と違って、例えば連携推進法人としての議決の仕組みとか、何か工夫しなければいけないこととかあるんでしょうか。

○橋本参考人 ちょっとずれるかもしれませんが、連携推進法人の仲間にということでお誘いするときに問題になったのは、会議に出ていかなければならないのではないかな。連携推進法人に加入したことによって、逆に、ただでさえ時間がないのに、ガバナンスルールのために自分たちの時間を取られるということが加入のネックになっているということも感じています。ですので、NPO法人さんからは理事を出すことが難しければ、社員総会に出席いただけていいですよというような感じで調整しながら、来年の加入にこぎ着けたということがありました。

○宮本座長 ありがとうございます。

では、宮田参考人、2番目の問題、いかがでしょうか。

○宮田参考人 大阪しあわせネットワークにNPO法人が入っているかどうかは、勝部構成員のほうが詳しいかもしれませんが。私は、ちょっと承知していないのですけれども。ただ、株式会社とか、具体的にはお米屋さんとかに協力していただいて食料支援をするというようなことは、大阪しあわせネットワークではやっているところです。

神戸のほっとかへんネットでは、今のところ、まだそういった社会福祉法人以外の組織・機関については、私のほうでは承知しておりません。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

オンラインで最後ということになりますと思いますけれども、上山構成員、お願いします。

○上山構成員 ありがとうございます。

まず、中野構成員の御指摘とも重なりますが、社会福祉法人については、権利擁護支援の担い手という視点も重要かと思えます。具体的には、法人後見の担い手の拡充と、法人後見人としての質の担保の双方を検討する必要があるのですが、特に質の担保については、法人後見団体としての適格性に対する認証制度などの創設が終局的には検討されるべきだろうと考えています。

もともと、現状、既に社協を含む社会福祉法人のほか、NPO法人、一般社団法人、さらには弁護士法人などの士業法人がある上、今後、地域によっては株式会社や合同会社などの営利法人の参入可能性を正面から検討する必要性も生じ得ると考えられますので、こうした性質の異なる各法人に横串を刺す形で詳細な基準を設定するためには、少し長期的な検討が必要になるかもしれません。そこで、当面の対応としては、法人後見事業を第2

種社会福祉事業として位置づけることの是非について検討することを提案したいと思います。

次に、社会福祉推進法人についてですが、こちらは少なくとも現状で直接、法人後見人として活動をするというよりも、地域の法人後見活動に対する少し間接的な支援に重点が置かれるように感じます。例えば、社員である各社会福祉法人による法人後見活動に対する専門的な助言や相談支援の調整、事実上の監督などが対象となり得ると思います。事実上の監督については、社員である法人が、同じ社員であるほかの法人が経営する入所施設の入所者に対する法人後見人となるパターンの事案について、実質的な利益相反による弊害を避けるための取組なども想定されます。

また、一般論として、成年後見の利用者は、その家族を含めた複合的な課題を抱えていることを考えると、連携推進法人の社員の中に、例えばこどもの支援を専門としている社会福祉法人がいる場合などは、連携推進法人の枠組みを通じて有益な助言などを受けられる可能性があると言え、有効な取組が行わるのではないかと感じます。さらに進んで、法人後見監督人としての活動なども考えられます。ほかにも、中核機関と連携して、地域の親族後見人や市民後見人に対する相談支援などの取組も想定できるかもしれません。

もともと、こうした活動に当たっては、本来は後見人としての十分な経験が必要になりますので、こうした活動を担える豊富な経験を持った職員を配置できるかが課題になります。また、特に後見監督人への就任については、法的な利益相反性の問題をあらかじめ整理しておくことが重要であると考えます。

最後に、橋本参考人と、先ほど永田構成員からも同様な指摘がありましたが、制度の創設時の考え方からは外れることになるかもしれませんが、社会福祉連携推進法人が直接的に社会福祉事業を担えるようにするための法改正も検討されてよいように感じました。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。3点にわたって、非常に具体的、かつ触発的な御提案をいただいたと思います。記録にとどめて議論を深化させていければなというふうに思います。

私の不手際で大分時間が押しておりますが、菊池座長代理がこの後、もう一つ大事な会議に出席しなければいけないということで、ここでこれまでの議論を振り返りつつ、御発言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○菊池座長代理 ありがとうございます。

今の課題に関しましては、3点ばかり述べさせていただきます。

現在、既に人材確保が大きな課題となっている福祉業界にあって、今後、ますますその状況が深刻化することは必至です。法人経営を考える際、職員採用をはじめ、様々な面で大規模化を図るメリットは大きく、集約化に向けたニーズはますます高まることが予想されます。合併のハードルが高くても、社会福祉連携推進法人制度のより一層の推進のほか、連携・協働化に向けた支援策を講じることで安定的かつ継続的なサービスの提供につなが

れば、サービスの受け手となる地域住民にとってもメリットが大きいと思います。ただ、まだ全国で22ということで、全然少ないですね。その意味で、今日の橋本参考人の課題の御指摘は非常に参考になるものが多かったと思いました。

2つ目に、このテーマについては、中山間人口減少地域、そして大都市部、その他の地域といった地域の実情に合わせた、きめ細かな議論が必要だと思います。今日のお二人の話でも、大阪府、神戸市と飛騨市というお話の中で、そこが明らかになっていたように思います。この点に関連して、社会保障審議会介護保険部会の下に「2040年に向けたサービス提供体制等の在り方」検討会が設置されることになりました。事務局は老健局ですが、社会・援護局も協力されます。そこでの主な課題は、今、述べた、それぞれの地域の性格に応じたサービス事業モデルの構築や支援体制、介護人材確保・定着、テクノロジー活用等による生産性向上、雇用管理・職場環境管理など経営の支援など、本日のテーマとも重なります。

介護保険部会の席でも述べたのですが、今日も老健局、出席されていると思いますが、どうか事務局の協力の下、必要に応じて相互の制度改正論議に資するような連携が図られることを望んでおります。

最後に、社会福祉法人の公益活動として様々な実例を耳にする中で、自らサービスを創出したり、あるいは地域住民による交流や支援活動の核になる役割を果たすなどが考えられますが、地域福祉推進の担い手として、社会的活動の育成支援のための寄附などができないかという要望を聞くことがあります。自ら関わる事業だけではなく、社会福祉法第109条第1項第2号による地域福祉に関する活動への住民の参加のための援助といった、社会福祉協議会に準ずる活動の一翼を担っていただくことも、公益活動推進の在り方として考えられるのではないかと思います。

実際、地域によっては、社協が担ってもおかしくない事業を地域で果たしている社会福祉法人が見られます。地域における公益的な取組の限界、地域を育てる役割あるいは地域のプラットフォームづくりの担い手としての取組など、どこまで担えるか。その限界をぎりぎり詰めて、どこまで広げられるか検討していただきたいと思います。

それから、申し訳ありません、これから私、医療保険部会で被用者保険の適用拡大という年金にも関わる重要な議論があって、ちょっと行かなければいけないので、後半についても簡単に述べさせていただきます。私、今回の検討会議の論点で被災者支援が最も思い入れのある課題とも言えるので、すみませんが、幾つか。

内閣府の検討で災害救助法における福祉の位置づけがなされる方向ということで、初動対応から福祉が位置づけられるのは非常に望ましい方向性です。逆に、初動対応の後、平時に向かう長い道のりが考えられる中で、福祉の中に被災者支援をどう位置づけるかが課題です。こうした双方にまたがるシームレスな仕組みを設けることで、ワンストップ型支援を基盤とする災害ケースマネジメントの考え方に沿った被災者支援が図られると思います。

今回の能登半島地震の後、被災高齢者等を把握する事業、そして被災者見守り相談・支援事業を立ち上げて対応に当たったのは非常によかったと思います。これは米田前々室長の御功績かと思います。在宅被災者と避難者、それぞれに対する寄り添い型相談支援の形としては、これらの事業を恒久化するイメージを持っています。平時の福祉と災害福祉が循環的にうまく機能している例として私が知っているのは愛媛県宇和島市で、様々な事業を組み込んだ災害に強い地域づくりの好事例だと思います。これは後ほど立岡参考人から話がございますし、江崎参考人も当初からこの体制づくりに深く関わられた方です。

地域共生社会は、理念としては多くの人々に受け入れられると思いますが、我が事・自分事として捉えることが難しい面がないとは言えません。このことは、地域共生社会の実現に向けた政治的支持や予算配分の脆弱さにつながっているおそれがあります。地震のみならず、豪雨など、いつ、どこで発災するか分からない災害時の支援体制整備と結び付けることでこそ、我が事としての地域共生社会の推進が図られ得るのではないかと考えています。

以上です。ありがとうございます。

○宮本座長 ありがとうございます。第2ラウンドの議論もまとめていただいたので。でも、これから今の議論を振り返りながら具体化していきたいと思うのですけれども、申し訳ございません。ここで一旦休憩を挟ませていただきたいと思います。10分間の休憩でよろしいでしょうか。それでは、55分から再開させていただきたいと思います。55分までに席にお戻りください。よろしくお願いします。

(休憩)

○宮本座長 それでは、後半に入りたいと思います。第2の議題について扱っていきいたいと考えます。まず、事務局のほうから、このテーマについて御説明いただきたいと思います。

○田中課長 資料2を御覧ください。ちょっと時間も押していますので、駆け足になるかと思いますが、恐縮です。

資料2の1ページを御覧ください。災害時の被災者支援の関係で、1ページ目では、今月20日に行われました関係閣僚会議の資料の抜粋をつけております。先ほど菊池座長代理からもございましたが、現在、内閣を中心に、能登半島地震の教訓を踏まえた被災地・被災者支援について、多様な主体が複層的・重層的に支援を行う体制の構築を図るという観点から検討が行われております。この中で、福祉的支援等の充実に関しては、高齢者・障害者あるいは子どもや妊産婦といった要配慮者や在宅避難者などの支援ニーズに対応するため、災害関連法制に福祉を位置づけることとともに、福祉関係者との連携を強化するといった方向性が提起されているところでございます。

2ページ、お願いします。こちら内閣府の有識者会議が11月に報告書として取りまと

めておりまして、その概要になります。左上、被災者支援のところを囲ってございますが、初動の対応とか、在宅避難者を含む被災者支援の在り方など、福祉的支援の強化について。あるいは、在宅避難者等に対する相談・アウトリーチや、被災した介護施設等における被災者のケアについて、DWA T（災害派遣福祉チーム）の活動範囲の拡大について。その下ですけれども、DWA Tの活動について、各都道府県等のコーディネート機能の強化に向けた検討。これらの内容が課題等とされているところでございます。

3 ページ、お願いします。後ほど田村参考人の御発表の中で、より詳細があるかと思いますが、今般の能登半島地震における対応の概要についてまとめた資料ですので、御覧いただければと思います。金沢の1.5次避難所を含めまして、右のところに書いてございますが、避難所ではDWA Tが活動し、また社会福祉施設への介護職員等の応援派遣、被災高齢者等把握事業や被災者見守り・相談支援事業というものが行われたところでございます。

4 ページをお願いします。地域の要配慮者の避難生活中における福祉ニーズへの対応に関しましては、平時からDWA Tを各都道府県で組織することについてガイドラインをお示しし、全ての都道府県で取組を進めてきていただいていたところでございます。

5 ページ、お願いします。5 ページは、これまでのDWA Tの活動の概要でございます。一番下のところに登録者数を書いてございますが、約1万人になってございます。

6 ページ、お願いします。今般の対応では、全国から広域的に支援に入っていただきましたが、その派遣調整につきましては全社協に委託し、災害福祉支援ネットワーク中央センター事業として実施したところでございます。

7 ページ、お願いします。こちら今般の能登半島地震におけますDWA Tの展開の概要でございます。避難生活中の困り事に関する相談支援や介助などのほか、福祉ニーズの把握や必要な支援のアセスメントなどを行いまして、避難所における福祉的な環境の改善や、安定的な日常生活への移行に向けた活動をしていただきました。人数としましては、先ほどもありましたように、全国から延べ1,573名ということになりました。

8 ページ、お願いします。被災生活によりまして状態が悪化となる在宅高齢者等に対しましては、個別訪問による早期の状態把握等を行う被災高齢者等把握事業が行われた事業の概要になります。

9 ページ、お願いします。また、仮設住宅等に入居する被災者の方に対しましては、その見守り支援や日常生活上の相談を行った上で、各専門相談機関へつなぐ支援などを行います被災者見守り・相談支援等事業などを行っておりまして、その概要になります。

10 ページ、お願いします。こちら、災害対策基本法によります個別避難計画に関するものでございます。主管としては内閣府になりますが、令和3年から、高齢者や障害者など、自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに個別避難計画を策定することを市町村の努力義務としておりまして、黒潮町の事例をまとめた資料でございます。

11 ページ、お願いします。また、災害時を想定しました体制づくりにつきましては、社会福祉法に基づく包括的な支援体制の整備に関する指針におきまして、こちらにあります

すように、災害発生時の支援体制をあらかじめ議論し、構築を進めることの重要性といったことについて盛り込まれているという現状でございます。

最後に、12ページをお願いします。こちらでも御議論の視点としまして、災害時に要配慮者への支援体制を構築するという観点から、災害時の地域における福祉的支援の在り方。また、平時からの災害時を想定した体制づくり。DWA Tの体制の充実を図るための平時からのネットワーク整備や災害時の支援体制について、こうした内容について、どう考えるかといったこととさせていただきます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○宮本座長 ありがとうございます。

思い返せば、この1年はまさに能登半島地震で始まった1年でございます。しかも災害は現在進行中であるということであると思います。先ほど菊池座長代理もおっしゃっていたとおり、この問題に思い入れのある構成員の方々、参考人の方々が多いというふうに思います。まさに疲れを忘れざるを得ないテーマでありまして、先ほど菊池座長代理にまとめていただいていたところはあるのですが、そこから議論を深掘りしていきたいと思います。この1年を締めくくるテーマとしては、恐らくこれしかないだろうというところで議論を始めていきたいと思います。

まず、参考人の方々からお話をいただきたいと思います。最初に、江崎参考人から、それから立岡参考人からお話をいただく。先ほど、お一人20分という言い方をしてしまったのですが、そんなふうにも読めるのですが、事務局のほうから2人で20分ですと言われてしまいましたので、その辺りもちょっと考えながら。ただ、言い残すことがないようにお話をいただければと思います。よろしくお願いします。

○江崎参考人 時間もないので、始めさせていただきます。改めまして、Y N Fの江崎と申します。私自身は、福岡県福岡市に家があるのですが、この1年はずっと石川県珠洲市のほうに常駐しておりまして、今日も珠洲市のほうから参りました。よろしくお願いします。

次、お願いします。災害ケースマネジメントという言葉、聞いたことがある方もいらっしゃる、聞いたことのない方もいらっしゃるのかなという知名度かなと思っているのですが、内閣府防災のほうで災害ケースマネジメントというのが、この数年で取組が始められていて、だんだん広がってきているものでもあります。

「被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組」というような定義づけがなされていまして、現場で活動する身としても、おおむねこれではないか。むしろ、これを実現していくためにはどうしたらいいのかなというところで、模索しながら活動しております。

次、お願いします。そもそもの被災者支援、私のほうからどういう活動をやっているの

かというお話を中心にできればと思っているのですけれども、平時の福祉と違うなというところをちょっと意識的に今日、書いてきております。

災害時の支援対象者というところは、実は固定化されずに、かなり流動的なものであるというのが、まず平時の福祉の活動などと比べて大きく違うところではないかなと思います。今、私が活動している石川県珠洲市などでは、生活インフラが大きなダメージを受けて、数か月に及ぶ断水とか、ほとんどお風呂もトイレも食事も不自由な状態が半年以上、続きましたので、発災直後はそこに住む住民、ほぼ全員が支援対象者。これは行政職員とか社協職員とか、そういう支援者というふうに位置づけられる方々も支援対象者になっているところから災害は始まるかなと思います。

その中で、時間がたってくるにつれて少しずつ、いろいろな災害によって、その回復のスピードは違いますけれども、だんだんと進んでいく。生活が元に戻っていく方もいらっしゃる、家が壊れた方に関しては、仮設住宅に住んだりとか、そういう避難生活を余儀なくされる人もいらっしゃる、すごく個人差が出てきたりするということなところで、支援対象者の方もいろいろ変動します。

次、お願いします。そういうような支援対象者の推移があるのですけれども、この間、珠洲市でどういう取組をしてきたかというところで、特に在宅被災者と言われる方々向けの個別訪問についての取組を少し御紹介させていただきます。発災直後から行政のほうで保健師さんたちが個別訪問を全域的に回られていました。これは私は特に関わっていませんけれども、発災直後で道路が通れないとか、そういうところに自衛隊に連れていってもらいながら保健師さんたちが訪問していったというふうに伺っています。

ただ、1か月ぐらいすると、1月末頃になってくると、保健師さんたちが課題を拾ってこられなくなるという状況が生まれていました。というのは、バイタルとか、そういう健康面に特化したヒアリングになってしまうことで、家が壊れて、全壊、潰れたような家に住んでいるということで、それだけ見ると、平時であれば課題じゃないかと皆さん、感じられるかと思うのですが、それがああいう激烈な災害の場合、至るところでそうなるので、課題として認識されなくなってしまう。また、専門職であるがゆえに、自分たちの専門性の部分だけを見てしまって、総合的な捉え方ができないというところも出てくるのかなと思っています。

先ほど説明がありましたけれども、2月から被災高齢者等把握事業、7月から被災者見守り・相談支援事業という事業を、隣に座っていらっしゃる立岡参考人と一緒にやったり、単独でやったりという形で活動してきております。被災高齢者等把握事業は、主に県外からも応援を呼んで、今日、いらっしゃる尼野構成員も手伝いに来ていただいたのですけれども、個別訪問をしていくというような事業です。課題がある方については、珠洲市役所の福祉課のほうにデータをお渡ししてフォローをお願いするというような対応でした。

その後の被災者見守り・相談事業は今後、数年続くものですが、個別訪問を行って相談支援も実施していくというところ、地元の方を雇用しやっております。12

月までに延べ2万回以上、個別訪問を珠洲市のほうでは実施しておりまして、珠洲市は5,000世帯ぐらいのまちですから、4巡ぐらいはしている計算になるのですが、それでもまだ会えていない方というのは、当然ながら存在します。

次、お願いします。被災者の支援を行う上で、これは立岡参考人が東日本大震災のときに仙台市さんとかと一緒にやっていた取組なのですが、この図がすごく分かりやすいので、私もよく使うのですが、4分類とよく私たちでは呼んでいますけれども、横軸が日常生活の自立性。これは割と平時の福祉とかとリンクする部分がたくさんあるカテゴリーのものが多いかと思います。一方で、縦軸の住まいの再建の実現性というところは、災害に特有のものが多いかと思います。

一部、居住支援なんかと共通するノウハウもあるかなと思いますけれども、災害時は災害救助法とか被災者生活再建支援法、あるいは自治体の独自支援制度がございますので、こうしたものを活用するというのが前提としてありますものですから、災害特有のノウハウというものが become 必要になるのかなと思います。この縦軸と横軸をうまく調整しながら支援体制を構築していくということが、被災者支援の中ではすごく重要なかなと思います。

次、お願いします。こうした中で、縦軸の住まいの再建の実現性というところをサポートする際に、どこにつなごう、つなげばいいのかというところが課題となり、実際はなかなかつなぎ先がないというのも現状です。ふだんから災害時の住まいの再建に関する支援活動をやっている人がいるという地域はほとんどないので、ここを新たに災害時にはつくる必要があるということで、今回、ワンファミリー仙台さんと一緒に、春から士業みつぱち隊という、ちょっと変な名前なのですが、こうした取組で、全国から弁護士さんと建築士さんを募って、セットで派遣して派遣型の相談支援を1軒1軒、家を見ながら、建築士さんが家を見た上で弁護士さんが制度について説明するというような取組を行いました。これは年明けから、珠洲市さんのほうで行政事業として本格的に動き出すというような予定になっております。

次、お願いします。ただ、専門的な士業の相談だけが大事なのではなくて、伴走者というのが必要なのかなというのは日々感じることもあります。せっかく士業の方がいい助言をしていただいても、人によっては、それを生かして次のステップに進むことができないとか、役所に手続に行くのもちょっと気が引けるというような方も当然ながらいらっしゃいますので、そこを誰が伴走していくのかというところで、先ほどちょっと申し上げた被災者見守り・相談支援事業というものの中で、ささえ愛センターという名称で活動しているところが全国的にもほとんどなのなのですが、私たちYNFもささえ愛センターの一部を担っていて、その伴走者の役割というところを果たしております。

次、お願いします。あと、災害のときによくある課題なのかなというところを2つほど御紹介させていただきたいと思います。

被災者支援はいつまでやらなければいけないのかというところは、実はいろいろな被災地でも自治体職員さんなどからよく聞かれることの一つなのなのですが、一般的には仮

設住宅が解消されるといいのではないかと。そうしたら被災者じゃなくなるのではないかと
いうふうな見方もあろうかと思えます。

ただ一方で、困窮みたいな話にちょっと注目してみると、生活困窮に陥るタイミングと
いうのも大きくは2つあります。それは仮設住宅に入居するというタイミングと、もう一
つ、災害公営住宅に入居した後というタイミングになります。仮設住宅に入居すると、避
難所では要らなかった生活費、食費や水道光熱費が重い負担になってきたり、その後、災
害公営住宅の生活に入ると、さらに家賃が入ってくる。国民年金で持ち家、そして家庭菜
園なんかを交えて老後の生活設計をされていた方なんかは、ここで結構苦しむような方が
出てくるタイミングでもあるかなと思っています。

ただ、この全てを被災者支援という枠組みでやるべきなのかということ、そうでもないの
かなと思います。こういったところに平時の福祉との接合点というか、そういった部分が
隠れているのではないかなというふうに個人的には思っています。

もう一つ、コミュニティ形成の課題なのですけれども、今もちょうど仮設住宅ができた
ばかりなので、建設型仮設とかを対象にコミュニティ支援ということで、サロン活動など
が活発に行われています。一方で、ほとんどの住民さんは、仮設住宅はあくまで仮住まい
という認識なのでけれども、そこがそう重要でもなくて、災害公営住宅などに入ってから
後の恒久的なコミュニティの形成というところが本当は重要なのではないかなと思います。
ここは被災者支援の文脈の中でも、あまり行われてきていないところで、これから課題と
して取り組んでいく必要があるのではないかなと思っています。

次、お願いします。被災者支援の現在地と書いていますけれども、在宅被災者の方のお
話ですが、この写真は私自身が令和2年7月豪雨の人吉市で撮った写真になります。これ
はその方が住んでいた家のキッチンになります。修理途中でお金が尽きてしまって、しよ
うがないので、隣にある物置の2階で寝泊まりされていて、台所は外の東屋みたいなところ
にされて住まわれていた方です。こうした方々をきちんと把握していくために在宅被災
者の支援というのが必要なのですが、これも実は発災直後にやればいいのかというわけではな
くて、この方、発災直後は公営住宅に避難されていて、その後、退去されてから、こうい
う生活になってしまったというようなところがあって、連綿として一定程度、続けなければ
いけないというところもあるかなと思います。

ただ一方で、実際どうなのかというところですが、今回の能登半島地震のように、被災
者見守り・相談支援事業とか被災高齢者等把握事業を活用して、個別訪問がしっかりと行
われる災害は少ないです。局所的な災害でも同様の方はいらっしゃる可能性がありますし、
これまでの私たちの自主的な事業の中でもたくさんいらっしゃるのですが、こう
したところは、行政のほうがその気にならない限りはノータッチだったというところもあ
り、そのまま埋もれてしまっているという方も少なくないかなと思っています。こうした
局所災害に対して、しっかり取組をしていくというのが、実は今後の課題のキーの一つ
なのかなと思っています。

次、お願いします。先ほど前半の議論でも担い手不足というようなお話、キーワードとして上がっていたかと思うのですけれども、被災者支援なんかはさらに担い手不足というところで、ここを何とかしなければいけないのではないかなというところが課題の意識としてずっとあります。特に、私たちのように災害の専従団体というのは、なかなかたくさん存在し得ないものなのかなと思っていて、一方で人手が不足しているというところに行くと、平時の福祉支援に関わるような方々と、一緒に混合チームをつくって対応していくようなものがスタンダードになっていくというところが一番大事なのかなと思う一方で、もう一つは、ふだんから担い手不足と言われる福祉セクターの中で、どうやって緊急時に人材派遣できるゆとりをつくっていくのかというところも課題になるのかなと思います。

最後に、10人10通りの支援ニーズが存在するので、こうした被災者支援をより充実させていくためにも、平時の取組である重層的支援体制整備事業のような枠にとらわれない事業展開というのが大事なのかなと思って、期待しておるところです。

以上になります。（拍手）

○宮本座長 ありがとうございます。本当にリアルで、いろいろ考えさせられるお話をいただいたと思います。

続きまして、立岡参考人、お願いいたします。

○立岡参考人 それでは、立岡です。よろしくお願いします。江崎参考人とかなりかぶるところもあるので、その辺はカットしていきたいなと思っています。

それでは、資料、「はじめに」から行きます。お願いします。

まず、ワンファミリー仙台という団体をやっています。生活困窮者自立生活法の自立生活支援事業を宮城県内でいろいろやっています。

ただ、災害の支援もやっていますということで、次、お願いします。もう一つ、パーソナルサポートセンターという団体もやっています、宮城県内で生活困窮者の自立支援のほうの事業も、3分の2ぐらいのエリア、やらせてもらっています。重層的支援体制整備的なことと言うと、移行準備を富谷市というところでも取りあえずやらせてもらっています。

次、お願いします。そもそも民主党政権下のPSをやりたくて、この団体を立ち上げて、東日本大震災があって、まずは被災者支援だということで、今は困窮者支援をやっていますけれども、基本的に図の左側の丸というのは全部被災者の支援事業をやっています。生活困窮者法の自立相談とか、いずれやるだろう、やりたいなということを見越して、実際には被災者の支援をそのような形でかぶらせてやってきていますので、自立相談から就労支援まで、いろいろなことをやっていましたということになります。

次、お願いします。ここから災害ケースマネジメントの話ですけれども、地域共生社会の在り方というのは、おせっかいなのだろうなと思っていて、はっきり言えば、この災害ケースマネジメントの普及啓発事業というのは、非常におせっかいな事業を休眠預金のお金を使ってやらせてもらった。結局は、自分たちが東日本で被災者の支援をやってきた。そのノウハウを未被災地に伝えるというおせっかいをしたいなという中でやらせてもらっ

ていました。

実際に今回の能登地震でお亡くなりになった方は、災害関連死のほうを上回るという状況ですけれども、東日本で亡くなった人は、行方不明者の方とかを考えると約2万人なのです。そこから考えると、ここでいろいろな意味でも失敗してきたようなことも踏まえて、おせっかい的にいろいろ伝えていく必要があるだろうということで、休眠預金で未被災地に、主に四国中心ですけれども、ノウハウを移転させてもらっていました。

次、お願いします。何をやったのかというと、いわゆる専門職とか経験者を呼んで、未被災地の人とか、あとは自治体の人とかに、まず、災害支援はこういう感じで進んでいるんだということを伝えていったというのが実際のところなんです。このときには、米田前々地域共生社会推進室長とかにも来ていただいて、お話をしてもらったりしていました。

次、お願いします。そんな中で、休眠預金をもらって最終的に成果がないのかといって、一応成果を上げなければいけないということで成果を上げました。というのは、実は我々のノウハウを徳島の団体さんにいろいろ教えていく中において、徳島の団体さんがノウハウを自分のものにして、徳島県の災害ケースマネジメントを広げていくという事業を受託するという成果を非常に上げたと思っております。ただ、さいわいという団体さんだったんですけれども、まだまだですと本人たちは言いますが、いや、あなたたち、それなりに分かるようになってきていると思うよというような状況で今、伝えていながら、かなり先駆的に徳島県モデルというのが進んでいます。

次、お願いします。ここに関しては、さっき江崎参考人がお話しした、一人一人の被災者を大切にしていきたいと思いますということが書かれています。

次、お願いします。これも仙台市の4分類のモデルなので、基本的には大変な人たちをみんなでやりましょう、みんなで救っていきましょうという図です。

次、お願いします。そのためには、実際には災害ケースマネジメントのケース会議というのは、平時の福祉で言ったら当たり前の困難ケースに関するケース会議をやっているにすぎません。

次、お願いします。仙台市も実際には支援会議のイメージみたいな形で、結局は行政とか社協さんとか我々とか、いろいろな人たちが集まって、一人一人、どうしている。この人の意向はこうみたいだよというのを、一軒一軒やっていた。単純にそれでいつ出るのか、いつ家が建つのかということを丁寧にやっていったにすぎません。

次、お願いします。それが内閣府のほうのケースマネジメントの手引きに格好よく載せてもらったので、取りあえず載せました。

次、お願いします。ここからが、先ほど菊池座長代理がお話をしてくれましたけれども、先駆的と言われているのが宇和島。西日本豪雨災害で最初は大変だったみたいです。宇和島もそんなにうまくいっているわけではなかったらしいのですけれども、行政の職員の方々がみんなで力を併せてやろうといった中において、いろいろ考えていった結果、実際には仙台でやっていたような形のものを真似して、取りあえずやっていったという形に

なります。

次、お願いします。やっていくうちに見えてくるものがあるって、その中において、より丁寧にやっていく必要があるねという。この災害ケースマネジメントが、イコール、ワークシェアだという言い方を宇和島ではしています。宇和島も最初、被災者の支援を、どこでやるかの押し付け合いだったらしいです。それをみんなでワークシェアしていく中において、餅は餅屋でやっていきましょうみたいな形で進めていったという話です。

次、お願いします。圏域のケア会議等でも災害のことをいろいろ乗せていく中において、この人をどうやって支援していくといったような検討も始めたというのが、ここのフェーズになっています。

次、お願いします。最終的には、ついの住みかをどうするかといった部分も今後考えていかなければ駄目だね。宇和島も高齢化率が非常に高いし、人口減少が非常に著しく進んでいる地域の中において、そのまま復興させるというのはなかなか難しいけれども、地域で地域力をうまく活用していきながらやっていく必要があるねということで、いろいろこんな取組を進めているというような状況です。

次、お願いします。最終的に、宇和島はそもそも重層の前の議論の我が事・丸ごとの「わが丸」をやっていて、災害があつて、実際には被災者支援の10分の10の予算を使いながらいろいろな事業をし、その後、最終的には重層のほうにつなげていったという。だから、重層から被災者支援をやつて、重層というような形で、基本的には被災者支援を進めたという形のようにです。

次、お願いします。今、宇和島ではこれをつくっているのですね。災害があつたから、起こってきた団体がいろいろあつたり、見つけた団体とか協力いただくような団体が増えてきて、こういうような図は行政でつくるのが得意だったりするじゃないですか。名ばかりという。でも、宇和島の場合は名ばかりじゃなくて、プレーヤーは何ができるというのをみんなが共有していてというので、災害でつくったけれども、これは孤独・孤立でも使えるんじゃないかとか、これは居住支援協議会みたいな感じにもできるんじゃないかということで、1粒で3粒おいしいような取組を実際には宇和島でやっているということになっています。

次、お願いします。今、被災者支援の枠組みの中において、福祉でできるところ。先駆的に進んでいて、いろいろなところと協働できているところだったら、ここはもしかすると福祉では対応が難しいといって、さっき江崎参考人が出した在宅被災者みたいな人は非常に難しいと思うのですけれども、多分、何かできるのではないかなと思うんです。ただ、圧倒的に数が多いときは全部に対応できないところがあるかなと思っていて、なかなか難しいところはあるかな。だけれども、現状の福祉でも大分対応できるのではないかなというふうに認識しています。

ただし、既存の福祉をやっている人たちは、平時の福祉は強いけれども、災害福祉の部分はあまり使う機会がないから、被災者生活再建支援法は勉強していないから、いきなり

の活用は難しいのではないのというのが実際のところではないかなと思っております。なので、後々も出てくるのですけれども、福祉の人たちやいろいろな相談支援機関の人たちが、災害のことを学ぶような研修の機会があったらいいかなとか、例えば社会福祉士さんの資格の中に災害のこととか、さっき鎬木構成員からいろいろな話を聞いたら、勉強しているというような話を聞いているのですけれども、より具体的なことを教えるような形のカリキュラムなんかがあったらいいのかなと思ったりしています。

次、お願いします。実は、僕ら、さっき説明がするつと行ってしまったのですけれども、被災高齢者等把握事業をやらせてもらってしまして、結構いろいろ大変でした。専門職の団体さんたちのケアマネさんとか日本相談支援専門員協会さんとかと、いろいろ文化の違いがあった中で一緒にやっていくのは大変だったのですけれども、いろいろな大変なことを乗り越えると仲良くなるもので、今、非常に仲良くさせてもらっているのですが、そのときに、困窮者の自立相談の人が派遣されるということがなかったというのが非常に寂しくて、障害と高齢か。困窮の自立相談は来られないのかなとか、児童関係の専門職が来られないのかなというのは非常に思ったところです。被災高齢者等把握事業、もし今後するのであれば、当然ながら江崎参考人みたいな災害NPO法人もいて、4つの部分の専門家が入ってくるような形になればいいなというふうにちょっと思ったりしています。

あとは、ここで読んでいただいとなるのですけれども、最後に1点だけ言いたいのが、今回、能登半島地震では住まいがないのです。支援者がそこで活動する住まいもない。工事関係者が住むべき住まいもないといったときに、ただ公費解体だけがどんどん進んでいて、使える物件も全部壊していつているという状況があります。

なので、今回、すごく思ったこととして、空き家をいろいろ調査しているのだったら、空き家の所有者にちゃんとアプローチをかけて、災害時、その空き家を使っていいですかというようなことを最初にあらかじめ聞いておく。その上で、そういう空き家をいち早く罹災証明でどういう判定になるかということを確認して、いわゆる準半壊以下、一部損壊とかの家だったとしたら、その空き家は何らかの形で、みなし仮設にするのもいいかもしれませんけれども、基本的にそういった形の空き家をうまく活用するみたいなことを、こういうことだけだったら事前にできるのではないかなというふうに思っていて、そんなことができたらいいいかなと思ったりしておりました。

ということで、大体時間だと思しますので、以上とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○宮本座長　ありがとうございました。この検討会議で議論してきたことと、被災者支援とがどう関係するのかということのを非常に具体的にお示しいただいたかなと思います。

それから、困窮分野からの派遣がほとんどなかったというのは、この分野、皆さんも会計年度任用職員等で、派遣されるだけの余裕すらないという実態を反映しているのかなというふうにも思いました。

それでは、続きまして、新潟大学危機管理本部危機管理センターの田村参考人のほうか

らお話をいただければと思います。

○田村参考人 ありがとうございます。お時間いただきます。

本日は、2011年の東日本大震災を契機に、その後の災害の経験を通じて全都道府県に立ち上がった災害福祉支援（DWA T）活動の状況を皆さんと全体共有させていただきたいと思っています。皆さん、もうよく御存じのことでもあるかと思うのですが、状況認識を共有していただいて議論が進めばなと思うところです。特に、今後の災害時の福祉の在り方を考える一助となればと感じております。なお、現在、この活動につきましては、ここに書いてあります令和6年度の社会福祉推進事業の中で、DWA Tの活動については検証途中のものになっておりますので、その中で知り得た情報を基に田村が作成していると思っています。

次、お願いします。平時の福祉においては、釈迦に説法でございますけれども、住まい・医療・介護・生活支援が一体となって地域包括ケアシステムというものが支えられております。これが機能しなければ、要介護高齢者、今日はすみません、高齢者を例としてお話しさせていただきますが、防災分野では要配慮者と申しますが、生活が立ち行かなくなる。また、医療・福祉のサービス提供機関や提供者においても、平時の社会サービスを提供することで、平時は事業が成り立っているのかなというところです。

次、お願いします。ところが、能登半島地震が起きましたというところで、災害時の地域包括ケアシステムの姿というのをお示しするところです。

まず、左上、1番、医療機関は、建物・器具が損傷し、インフラ途絶の中、救命・救急ニーズが爆発的に増加します。

右上の2番、介護施設・事業所も同様に被災することで、サービスの提供が不可能になるだけでなく、災害時の緊急避難的な入所ニーズにも応えられなくなります。

左下3番、ケアマネも被災し、利用者の安否確認が困難になり、地域の支援機能の確認もできなくなります。

左下、4番、地域包括は、事業所委託においては被災により事業所対応に追われ、自治体が持っているところは災害対応に巻き込まれて対応がなかなか難しいというところです。

右、真ん中のところですが、00の要配慮者と書いてありますが、これは防災の用語。外国人を含む高齢者・障害者・妊産婦・乳幼児・傷病者等の脆弱性の高い人たちの避難生活環境が悪化、心身状況が悪化、介護ニーズが発生するが、対応資源が被災しており、確保ができないということになります。

上段の真ん中部分、01、番号が抜けていて恐縮ですが、一番上のところです。高齢者の住まいは、能登半島地震においては、特に築40年以上の建物割合が大きいので、倒壊・損傷、津波による流出・消失も加わり、自宅での生活が困難になります。

下段の真ん中、02、これまで福祉支援とともに要配慮者を支えてきた地域資源も、自ら被災し、支援力が低下する。

ということで、これらを補完するためにも、災害時には下段右下の避難所・福祉避難所

が立ち上がるわけですが、今回、避難所は、現地において多くの避難者が長期にわたり滞在、環境が悪化しました。では、福祉避難所は開くのかというと、施設・事業所被災で多くが開設できなかったということになります。

それならばということで、次、お願いします。被災地に福祉支援（DWA T）が投入されました。水色の部分でございます。

左上、1に投入されたDWA T（医療支援）と連携し、2番、被災施設支援、00、要配慮者の災害時アセスメント。

それから、右下の避難所・福祉避難所における福祉支援の展開です。これらの支援によって、間接的に左下、ケアマネ、地域包括が本来果たすべきであった災害時アセスメントの支援機能が実現、実施できたかなと思います。ただ、あまりに奥能登の状況は厳しくて、道路途絶・インフラ停止などで、ここに十分な資源が投入されたかということ、そうではございませんで、要配慮者の命の継続が難しくなりました。

次、お願いします。というところで、丸を描いた被災地の辺りから、医療提供や福祉支援が困難な要配慮者を優先的に金沢市等の医療・福祉機関に移動・移送することになりました。石川県では、1月12日に被災者の命と健康を守るため、積極的な2次避難の呼びかけを実施しました。被災地においては、DWA Tによるスクリーニングが行われ、移動・移送が開始されました。

受入先に設置されたのが、金沢市、小松市の1.5次避難所です。1.5次避難所は、もともと短期の滞在がイメージされており、ここで2次避難先を調整して、次々に避難者がいなくなるというのをイメージしていたのですけれども、特に左下のホテル・旅館等へ自力で行っていただく方、要介護者は真ん中の福祉施設へ、そして厳しい方はというようなことを想定しておりましたが、要配慮者を中心になかなか調整がうまくいかず、滞在が長引き、見守りが必要な被災者のための福祉施設に形を変えていったということになります。さらにケアの必要な高齢者は長期的に滞在することになった。その中で、さらに1.5次避難所で、施設がやられたことによってサブアリーナで集団避難者を受け入れることになり、ますますその傾向が強くなっていきました。

また、右側のところですが、医療的に重篤な被災者は奥能登から救急病院に搬送され、そこから介護療養施設に移動。そこで実質、2次避難場所とするというケースも発生しています。

災害の福祉に及ぼす影響については、対象者・支援者がそれぞれ機能不全に陥ること。外部支援に頼らざるを得ないこと。支援側は、平時の業務をこなしながら支援しなければいけませんので、これらにどううまく人を配置していくのかというのが大きな課題になります。

次、お願いします。次については、1.5次避難所の内容ですので、また御覧になっていただければと思います。

次、お願いします。ここで、下側にも支援が入りました。1.5次避難所、2次避難所とし

て避難者を受け入れた施設の災害福祉支援も行われたということです。ただ、ここで1点、皆様にお伝えしたいのは、これらの被災地からの移動や支援は簡単なものではなかったということです。奥能登では、医療支援者が寝袋や車で寝泊まりしながらスクリーニングを続け、送り出し、移動はヘリ・バスを使って、時には看護師や福祉従事者が付き添っての移動もありました。移動時間は長時間にわたり、深夜に高齢者が到着するという場面も散見されました。

また、1次避難所、1.5次避難所、2次避難所と移動を続ける避難者については、支援に必要な情報の把握が難しく、移動の都度に医療支援者や福祉支援者がアセスメントを実施しないと、その方がどういう状況の方なのかというのが分からない。情報が一緒に流通してこないということになります。一番びっくりしたケースが、右側の介護療養施設に受け入れた人の中には、入所時、名前の把握も難しかった方がいらっしゃったというようなところで、十分な支援がなかなか難しい状況です。

ということで、そうはいえ、こうやって移動してくる中で命を長らえることを期待しているわけですが、移動するたびに心身の状況が低下するということも起こっております。当初は、支援者である家族とともに高齢者が移動してくることを期待していたのですけれども、若い世代や働き盛りの世代は自宅・職場を離れがたい事情もあって、高齢者だけが移動してくることも多かったということも課題だったのかなということです。

ということで、ここまでで御理解いただきたいのは、災害が起これば地域全体が著しく福祉の欠けた状態になる。

2番、福祉ニーズが欠けたサービスの補完だけでなく、新たなニーズへの対応が増える。必要となる。

3番、地域の資源は、被災して機能不全に陥る。

4番、地域資源の被災だけでなく、増えたニーズへの対応を考えても応援が必要になる。

5番、応援者は平時の業務をこなしながらの応援になる。

なので、6番、支援は被災者のためにも応援者のためにも、効率的なものでなければなりません。そのためには、平時から災害を想定した福祉全体の準備が必要だというふうに考えるのですけれども、いかがでしょうか。今のところは不十分かなと思います。

次、お願いします。さて、災害福祉支援の詳細でございますが、各種別協議会において、奥能登での1次避難所支援は、上から見ていただくと、各県DWA T支援、民介協・在介協は入浴支援を行っています。

下側です。金沢市以南で展開された2次避難所においては、受入施設、福祉避難所施設を各県DWA T、経営協のほうで行われています。

次、お願いします。1.5次避難所では、各県DWA T、介護福祉士会、経営協が活躍されています。それから、被災した高齢者施設・障害者施設に対しては、各県DWA T、老施協、日知協等がやっておられるということで、1,500のDWA T以外にもたくさんの方たちが入られていて、今回は広い意味でのDWA Tという言い方をしておりますけれども、個

別に分けていくといろいろな分け方があるということになります。

次、お願いします。それぞれの支援の詳細ですので、これもまた後で御覧ください。全社協がやったもの。

次、老施協がやったもの。

次、お願いします。これが経営協さんがやったもの。

次、お願いします。それから、日知協さんがやられたもの。

次、お願いします。民介協・在介協さんがおやりになったものというふうが続いていく。

次、お願いします。介護福祉士会さんがやられたもの。

それぞれのところの数字が上がっておりますので、全体の数値というよりは個別の数値。全体の数値については、先ほどの丸々の絵を御覧いただければというところでございます。

では、次、お願いします。この経緯を踏まえて、今後どうしていけばいいのかということでございます。

次、お願いします。災害時の福祉支援につきましては、ガイドラインに定められており、左側にあるように10のお仕事というのが位置づけられていますが、実は右側に青で書いてあるところは、それを超えていろいろな支援が行われているということになります。例えば、巡回と称して左側の②、③、④を実施したり、新しい福祉避難所を立ち上げたりということが非常に求められたということになります。

次、お願いします。ということで、右に赤字で示しましたように、実際の業務はもっと多岐にわたったということ。これをその都度入れ込んでいくのがいいのか、どういうふうに整理していったらいいのかという継続的な検討体制も必要じゃないかなと思いましたが、まずは示させていただきました。

それから、支援体制についても、次、お願いします。ぐちゃぐちゃしていて分かりづらいというのがあって、コミュニケーションがなかなか難しいような状況もあったのかなと思うので、ある程度整理が必要かなと思います。これについては、ガイドラインでは左側が平時の体制、右側が災害時の避難所支援の体制ということは整理されています。先ほどの厚労省様の御説明の資料にも出てまいりました。

次、お願いします。一方、福祉施設の支援体制については、このように整理されておりますが、20ページをお願いします。これを整理すると、施設の応援職員派遣は上であり、平時はこんなふうになっており、下は避難所の応援派遣ですというふうに説明すると、派遣される側もそうですし、派遣されてきた側も分かりづらいので、ある程度統一化していく必要がある。あと、防災の人たちに分かっていただく必要があるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

次のスライドですが、体制の整理と整備についての御提案資料、田村の試案ということになります。上側にあるように、常設の災害福祉支援ネットワーク中央センターというものをつくって、ここでいろいろな人たちが入って、ふだんから検討する。災害時も後方支援を実施するというところで、ここについては、厚労省はもちろんのこと、都道府県DW

A Tの事務局。

それから、右側の種別協であったり、様々な協会さんなんかが入り、ふだんから体制について話し合っておきます。

左側には、複数の機関が入って、どうやっていくかということを考えるということが書いてあります。

ただ、この重たい感じでは災害時には機動的には動けませんので、下側にありますように、災害時に設置する「●●地震」、例えば石川県対策本部ということで現地本部を立てることが必要になるかと思います。今回は47都道府県が出かけていったというところがありますが、知事会等々のブロック支援の考えを応用して、例えば「●●ブロック」で、ある1つの県が被災した例がここに書いてあるのですが、幹事県が中心となって調整して、まずは支援に入る。そこで不十分であれば、後ろのブロックにお願いするというのが必要なのかなというふうにも思うところです。

では、現地DWA T本部のところを開いたものが次のスライドになります。これは常設が上についておりますけれども、災害時の本部の中身がこういったものになって、ブロックが中心となりながら、現地の、ここであれば石川県というイメージになるのですが、被災県、被災県社協、被災県の種別協会さん、それから全社協の事務局等と話し合う。

左下のオペレーションは、能登半島では今回はリーダーを設けて、現場活動の組織化を図ろうと努めました。事前の理解が足りておらなかったのが混乱しましたので、整理するという事。

それから、防災では言われていることなのですが、ロジ、プランニング、事務処理といったマネジメントチームを必ずつけていただいて、その人たちが補完するような作業を実施することが必要になるかと思います。あと1分になってしまいました。

次のスライド、お願いします。また、派遣養成スキームの整理も必要かなと。いわゆる派遣先と、それから派遣元というのが複層的にバツテンで、場合がすごくたくさん考えられて混乱したので、必要かなと。

それから、下側に派遣名称の分かりにくさということも指摘されています。DWA Tなのか、DMA Tなのか分からないという混乱は、残念ながら日常的に見られております。

次、お願いします。なので、このようなものがどうか。DWA Tとは書くのですけれども、ふくしチーム、せんけんたん、みまもり・そうだん、かいご、スタッフといったような分かりやすいものにして、お客様から見たような名称にしてはいかがでしょうかというところ。

次、お願いします。それから、応援派遣で見えてきた課題と、今回、緊急対策期、応急期に限ってお話をしたのですけれども、災害ケースマネジメントの範囲にわたっても、いろいろと課題が見えてくるようになっております。というところで、上側は医療モデルのフェーズと、それから災害対応のフェーズというの、いろいろなところとコミュニケーションができるように分けていく必要があるのではないかと思います。中身については、

ぜひ御検討いただければと思うところです。

次ですが、最後でございます。今後に向けてというところで、できれば、DWA T 災害対策委員会というものを常設設置して、その中に、今回経験を積んだ人、それから専門家といったような人たちを常設しながら、1、2、3、4、5です。

災害福祉支援とは、そもそも何であるべきなのかというのが1の①。あと、業務の標準化。どの災害でもやってみて、よいのであれば、それは必ずやる。個別のことは個別のことで、次にためていく。3番目は、共通マニュアルの検討。

4番目は、全国共通研修プログラムの検討。これは地域がやることを阻むものではなくて、共通の知識に立脚して、それぞれの地域がやっていただくことが必要かなというものでございます。

2番目は、DWA Tをめぐる災害法制や社会福祉法を整理して、平時から災害時へとシームレスな活動を実現させることが必要ではないかと思います。災害時にあれだけの活動を回そうと思えば、平時に専任・兼務人材といったものを確保することが必要になりますし、それから、災害派遣時の費用であったり、平時の人件費等の整理等々も必要になりますので、財源なんかも確保しなければ社会の期待には応えられないのではないかというふうに思うところでございます。

それから、今後の活動範囲の拡大についても非常に求められていると認識しています。応急期につきましては、在宅避難者、車中避難者。これは防災的に言いますと、安否確認に基づくアセスメントと支援調整という言い方がよろしいのではないかと思うところ。

あと、応急と復旧期。建設・借り上げ、仮設住宅がございすけれども、仮住まい者へのアセスメントと支援調整を中心としながら、支援調整した後、支援を受ける側の施設が大変であれば、またDWA Tを送るという枠組みが、防災とうまくやっていくにはよいような整理ではないかと考えるところです。

あと、DWA T活動と災害ボランティアセンターの連携強化。ボラセンにDWA T活動支援機能を持たせていただいて、支援拠点等をボラセンと並行して持っておく。それから、全国の社協から、そういった意味でも支援を投入する必要がある。それから、経費の財政的裏づけというのが必要になると思うところでございます。

次が最後ですけれども、災害福祉支援の安全対策ということで、今回、いろいろ検討して保険をかけたのですけれども、これで十分なのか。いざけがをしたり、万が一お亡くなりになるような方が支援者側に出たときにどうするのかということについても、皆さんと一緒に検討させていただければと思うところでございます。

3分オーバーいたしました。以上です。（拍手）

○宮本座長 ありがとうございます。災害的非日常と日常の関係ですね。特に日常から非日常に備えるDWA T中央センター等の非常に具体的な御提案をいただいたと思います。

さて、議論に入っていきたいと思いますが、ここは謝るしかないのですけれども、もう予定された時間を20分超えておりまして、あとはいつここから追い出されるのかというこ

とも考えつつ。あと10分くらいで追い出される可能性が生じるということではありますが、そこはこれだけ大事な話をしているので粘るということも1つ方法かもしれません。いかがでしょうか。まず会場の方から御発言をいただければと思います。

鎗木構成員、お願いいたします。

○鎗木構成員　ありがとうございます。

先ほど立岡参考人がおっしゃっていた福祉専門職の学びという点は、私もとても重要だと思っています。2021年度から社会福祉士の養成課程のカリキュラムが新しくなっていて、その中の地域福祉と包括的支援体制という科目の中に、災害時における総合的かつ包括的な支援体制を学ぶことが規定されています。ただ、今回、皆様のお話を聞かせていただいて、具体的な教育内容は再検討する必要があると思いました。災害ケースマネジメントの考え方なども含めて、その後、福祉の現場で活躍する専門職となり得る人たちに実効ある学びができるようにする必要があると感じました。

もう一つ、参考人の皆様の御報告の中からも、平時からの研修とか議論の場の必要性や役割分担を整理しておく必要性を、ご指摘いただきました。その一つの方法として、例えば地域福祉と一体的に展開することが望ましい事項に関して、地域福祉計画や地域福祉支援計画だけでなく、災害対策基本法に規定されている地域防災計画にも組み込むことをより推進していくことによって、都道府県や市区町村の危機管理の部局と福祉部局とが協働する一助になるのではないかと考えます。

私から以上です。

○宮本座長　ありがとうございます。

続きまして、勝部構成員、お願いします。

○勝部構成員　年が明けますと阪神・淡路大震災から30年ということになるのですけれども、あのとき私たちも大きな被害を受けまして、その後、たくさんの災害と出会いましたけれども、その都度、自治体は未曾有と言い、そして初めてのことでというものの繰り返しで同じようなことが繰り返されて、被災者が取り残されていくということをずっと経験してきていまして、これだけたくさんの災害がある国において、これは日常に近いものではないのかということをしっかり考えるべきであると思います。

災害が起きたときに、今日のお話の災害マネジメントも賛成です。ぜひとも義務研修のような形で、自治体や福祉関係者がしっかり学ぶ機会を必須にしていくぐらいの感覚でないと、多分、そのとき何も動けない。また、誰かが来てくれるのをいつも呆然と待つみたいなことではいけない、初期対応がとても遅れることになるなと思っています。

本当のことを言いますと、この後もまたありまして、孤立させない取組で、仮設に行って、そこから復興住宅に移っていく際のコミュニティのつくり方というのは、実は災害で学んだことが私たちのまちの地域福祉の原点で、孤立させないとか、つながりづくりというのが、ずっとその学びにもなりますので、ぜひそこも含めたような学びにしていきたいというのがすごく強い願いです。

それから、お金の問題を田村参考人が先ほどおっしゃっていたのですけれども、これは共同募金に頼っていたり。助け合いなのでいいのですけれども、共同募金制度も使える範囲が非常に限定されていたりということもあって、職員が現場に出て行くときにボランティア活動なのかみたいなのところも非常に曖昧な形になっていますので、防災庁ができるということも前提なのだろうと思いますので、ここにおいてはしっかりと体制を整備していきたいし、なくては、みんなが不安でたまらないという感じがしますので、今日のお三方のお話は非常に示唆に富んで、ありがたかったなと思っています。ありがとうございます。

○宮本座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

原田構成員、続いて尼野構成員、お願いします。

○原田構成員 御報告ありがとうございました。

田村参考人の報告にもあったように、DWATへの期待ではなく、今回は実績としても、DWATの成果としてしっかりと示されるようになってきた。大きな変化だと思います。そのときにDMATと比べると、DWATのほうは、体制も予算も研修内容も遅れている。そういう意味では、DMATにおける、先ほどの報告にマネジメントチーフとありましたけれども、業務調整を担うロジスティックの役割とか、学ぶべきところが非常に大きいなと思うのです。

そうした体制や研修やシステムを平時から構築していくために、先ほどもありました、例えば災害福祉支援中央センターを強化し、都道府県ごとにそのセンターを常設していくとか、災害福祉支援ネットワークがしっかり組織的にも整備されていくことが必要だなと本当に強く思います。例えば、社会福祉法の第92条に福祉人材センターが法的に位置づけられていますが、それと同様に、そういうセンターがしっかり制度として位置づけられないかどうか、そういうような検討をしてみてもいいのかなと思います。

江崎参考人や立岡参考人にあった災害ケースマネジメントは、御指摘のようにまさに平時から必要です。そういう意味では、逆に言えば、被災地に設置される地域の支え合いセンターや被災者の見守り相談・支援事業は、本当は平時からどこの地域でも行われているといいと思います。つまりアウトリーチとか伴走型支援というものを平時から必要なもの事業化していく。重層的支援体制整備事業の中にどこの地域でもしっかりできるような、そういうような工夫ということも、被災地から学ぶこととしてとても重要ではないかなと思いました。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

では、続いて、尼野構成員、お願いします。

○尼野構成員 尼野です。

今日のお話で、ふだんから災害のときだけ頑張っても意味ないよと、いろいろなところ

で言われることがすごく整理された感じがありました。さっき言っていたのですけども、珠洲にうちの団体でも何回か行かせてもらっていて、私も調査で回らせてもらって、行く前はすごく人口が減っていて、高齢化が進んでいてみたいなイメージで入ったら、隣近所どころか、5軒先ぐらいまで、住んでいる人たちがどこに避難しているか。しかも息子さんはどこで、お母さんはどこでみたいなことまですごく細かく把握されている。

私たちの地域、ふだん地域づくりを頑張っているけれども、これはできているかなと思ったら、都市部とまた状況は全然違うと思うのですけれども、そういうことをすごく感じた。でも、それは地震があったからどうこうじゃなく、ふだんからそういう生活をされているということがベースにあるんだなということを感じました。

私は、隣保館で生活相談の相談員もしているので、さっきの困窮の自立相談の相談員さんがという話もすごく納得したというか。私もふだんから地域づくりとかやっているのですけれども、生活困窮の相談員さんなどは、地域づくりと言われてもぴんとこないというのがあると思うのですけれども、実際行ってみると本当に地続きで、相談と地域づくりでこんなにつながっているというのはすごくよく分かるのではないかなと思いました。

実際に地震が起きたときに、2018年でしたか、大阪北部地震があったときに地域は一瞬パニックになって、地域の高齢者の人たちが避難するかどうかというのを、うちは隣保館があるので相談員が一斉に飛び出していった。どこに誰が、どんな方が住んでいるかというのは大体把握しているつもりだったのですけれども、その後、調査とかで回ると、実は全然地域で把握されていなかったような孤立されている方がいることも分かったりして、すごく学びになりました。

特に、そういう後は皆さん、防災意識も高まっているので、地域で集まりをすると防災のイベントとかにすごくたくさん人が来てくれたりして、菊池座長代理もおっしゃっていたみたいに、一番みんなが身近にぴんとくる。それは高齢者だけじゃなくて、私のような若い世代、若くないかな、元気な世代とか子育ての層とか、いろいろな人たちにも重なるテーマなのかなと思いました。

そういうときに、あまりこういう災害支援の団体はないと江崎参考人がおっしゃったのですけれども、うちとかは、例えば江崎参考人来てもらったり、もともといろいろなところで災害支援に入っている人たちに来てもらうことで、いざというときにそういう人たちとつながっておけるというのがすごく大きい気がしています。そういう意味でも、日常の中の地域づくりと防災というのは、セットで取り組まれるということがいいのかなというふうに思いました。

以上です。

○宮本座長　ありがとうございます。

続いて、朝比奈構成員、お願いします。

○朝比奈構成員　ありがとうございます。朝比奈です。

3人の方、本当にありがとうございました。皆さんおっしゃった、本当にそのとおりと

ということなので、重ならないところだけ1点申し上げますが、この話を考えていくと、居住支援の枠組みに持ち家の話も入れていく必要がある。平時と緊急時をつなげていくために、そうした枠組みを広げていくことでお互いを重ね合わせていくという発想が必要になるのではないかなと思います。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

奥田構成員、お願いします。

○奥田構成員 すみません、重なってしまいますけれども、私も、せっかく今回、住宅セーフティネット法が共管になっているという事実もあるので、例えば居住サポート住宅なりを考えていくときに、災害までウイングを広げるかというところは非常に大事で、住宅確保要配慮者の中には被災者がもう入っていますから、そのところ、まだ地続きになっていないというところがあるので、これはぜひ両省で一步踏み出していきたいというのが1つ。

もう一つは、今おっしゃったとおりで、これは福祉専門職とか制度の連携みたいな話になっていますけれども、もともとは地域づくりなのです。だから、宮本常一さんの本なんかを読んでいると、昔はこどもがいなくなったら、みんなが会議を開かないでそれぞれがわあっと探しに行ったというストーリーが出てきますけれども、あの時代に戻るというのは個人情報もあるのでなかなか難しいかもしれないけれども、福祉連携の話から始めないで、1つ手前の話から始めるというのが私は大事だと思います。

3つ目が、生活困窮は断らないということで、災害対応の人材育成、ぜひやるべきだと思うのですが、今、現任研修の議論とかに私も加わっていますけれども、どんどん要求が高まっているのです。地域づくりをやれとかね。私は、さっき宮本座長がおっしゃってくださったけれども、言うんだったらやりますよ。まさにそれは課題だから。また、待遇問題・処遇問題をちゃんとやらないと、やる人いませんよ。あれもしろ、これもしろ、災害支援もやれという話になってくると。本当にできるのですか。課題は分かるけれども、体制をどうするのという。私は、会計年度任用職員みたいな話をやっている限りは、こんなことはできないということは常に言わないと、DWA Tの話とそっちの話が同じ話ではないのではないかなというのを少し考えてしまいます。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

続いて、オンラインの構成員の皆さんでいかがでしょうか。加藤構成員、まだお話しされていませんが、もし何かあればお願いします。

○加藤構成員 ありがとうございます。

重ねての話になってしまうかと思うのですが、今回の3人の参考人の話を聞かせていただく中で、それこそ平時のところから災害時のシームレスな活動といったところが、今の地域づくりだったり、重層的支援の活動が、それこそ支援会議が災害ケースマネジメ

ントにつながることや、居住支援の関わりが空き家を使っていいですかという災害時の支援につながるみたいな、大きくいろいろな活動がつながるといったところが、もっと本当は広く、いろいろな分野に知っていただく必要性があるのだなというところをすごく感じました。

ですので、専門職の研修の必要性もあるかと思うのですけれども、それぞれの地域において、例えば建築関係の方だったりというところで、地域づくりの中に今のような平時から災害時への支援といったところの研修が、各まちで、各分野を通して行われる必要性があるなということを感じました。ありがとうございます。

○宮本座長 ありがとうございます。

○勝部構成員 もう一回だけすみません。

○宮本座長 あと10分で追い出されるそうですので、よろしく。

○勝部構成員 端的に。奥田構成員に追随します。生活困窮者自立支援法は、丸ごと生活、居住から家計から、それから生活相談とか、全てのことをできるという非常に丸ごと支援ができる存在にもかかわらず、1年でどんどん人が変わってしまったり、やめていくというのは、人材のもったいない話ですね。こんなことばかりやっていると、労力をかけて皆さんが一生懸命学んだことが全く生かされないし、宝を捨てているような感じがするので、ここも含めて、しっかりと今回の見直しの中で、災害が起きたとき、いろいろなことを一遍に考えられる人がいたほうがいいのですよ。縦割りでいっぱいの人がばらばらに来て、同じアセスメントを何回もされるのは負担なのです。

だから、丸ごと受けられる人たちの必要性があるから、困窮の支援というのは、私たち大阪北部のときに一番行きました。あのとき、4時間で1万2,000世帯、見守ったのも地域です。それはふだんからということをやっと継続できるかどうかの問題なので、そういうまちづくりをしっかりとやっていかないといけないというのを強く思いました。ありがとうございます。

○宮本座長 今日は大変時間が足りなくて、申し訳ありません。

上山構成員、最後、お願いします。

○上山構成員 江崎参考人や立岡参考人の御報告にも関連する指摘があったのですが、災害時の福祉支援に関しても、そのネットワークの中に福祉と司法の連携という視点が必要ではないかと考えます。東日本大震災のときに日弁連がまとめた被災者からの法律相談に関するデータが公表されているのですけれども、これを見ると、特に避難時の非日常的な生活環境から徐々に日常生活を取り戻していく過程の中で、災害によって突発的に突き崩された生活基盤を回復するために様々な法律的な助言が必要になることが分かります。これは平時であれば必ずしも福祉的な観点からの支援を必要としない方も含めて、ほとんどの被災者に法律的なものも含む複合的な支援ニーズが生じるということが重要だと思います。

こうしたことを踏まえると、被災者の被害回復や生活再建に向けた法律専門職なども含

む支援を受けられる体制を、地域づくりの形の中で平時から準備しておくことが必要ではないかと思います。

以上です。

○宮本座長 ありがとうございます。

最後は皆さん、空気を読んでいただいて、日頃に比べるとかなりコンパクトにまとめていただいて、何とか奇跡的に大体皆さんに発言の機会が行き渡った形で終わらせていただくことになります。感謝の意を込めて、私からのまとめの発言はもうやめさせていただきます。

それでは、事務局のほうから次回以降の御案内をお願いします。

○武田室長補佐 皆様方、ありがとうございます。申し訳ありませんでした。

次回につきましては、来年1月下旬の開催を予定しておりますので、正式な開催通知につきましては、別途御案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

○宮本座長 それでは、今年の検討会議、ここまでとさせていただきます。年末にかけてインフルエンザが猛威を振るっていますけれども、気をつけて、かつ、日頃、家族とのサービスが十分でないのかもしれませんが、ゆっくり一緒にお過ごしいただいて、よい年をお迎えください。どうもお疲れさまでした。